
第2回 学校法人寄附行為の 調査研究報告書

— 法令の改正に合わせて現状に即したものにするために —

調査期間

2018年10月～2019年3月

刊行のごあいさつ

この度「第2回 学校法人寄附行為の調査研究報告書」を刊行する運びとなりました。

第1回の調査（平成21年6月）では、平成16年の私立学校法改正後の寄附行為の規定について、625の学校法人から御提供いただいた寄附行為を対象に調査・分析いたしました。

それからちょうど10年が経過し、本年5月には、改正私立学校法が成立し、来年4月から施行されることとなりました。多くの学校法人では、改正法に則った寄附行為の改定準備に取り掛かっておられることと存じます。

本報告書は、今回の調査に御協力いただいた605の学校法人の寄附行為（写し）を調査・分析し、実在する寄附行為の実状を明らかにしたものです。

その構成は、公表されている「学校法人寄附行為作成例」（平成16年7月13日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）の条項に則って、各学校法人の寄附行為の内容を統計数値化したものです。なお、今回の調査では、法人規模別に参照できるように、大学・短大法人と高校法人以下の2つに分類し、統計をとっております。

この調査によって、学校法人の寄附行為の実状が明らかになるとともに、寄附行為改定の際の参考資料になると考えます。御協力をいただいた学校法人の皆さまに厚く御礼申し上げます。

本報告書が広く私学で活用されることを祈念いたします。

令和元年6月

公益社団法人 私学経営研究会

理事長 俵 正市

「寄附行為調査研究報告書」の利用に当たって

1 調査目的

寄附行為は、学校法人の根本規則であり、その規定について調査することで、学校法人の役員・評議員の選任、理事会・評議員会の開催、予算、決算等、法人運営の動向を分析し、今後の運営に役立てることを目的とする。

2 調査対象

全国の大学法人・短大法人、高校法人に対し寄附行為提供の依頼状を送付した。調査対象を幼稚園、専門学校にまで広げると、膨大な数になるので、両者については、会員校のみを対象とした。

調査対象数は、大学法人 552 法人（うち 339 法人提出）、短大法人 106 法人（うち 49 法人提出）、高等学校法人 732 法人（うち 206 法人提出）、幼稚園法人 14 校（うち 4 校提出）、専門学校法人 25 校（うち 7 法人提出）で、合計 605 法人から寄附行為（写し）のご提供を受けた。

3 調査期日

2018 年 10 月 1 日～2019 年 3 月 20 日

4 調査・集計方法

調査項目を 88 設定し、私立学校法の条文又は「学校法人寄附行為作成例」と比較して、規定の有無、表記の方法、学校独自の規定など、該当する番号にチェックを行った。なお、該当しない規定については、自由記述方法とした。

集計に当たっては、法人規模別に参照できるように、①大学・短大法人と②高校・幼稚園・専門学校法人の 2 つに分類した。複数回答可とした項目は各々 1 とカウントしている。

5 留意点

この調査は、全国の学校法人の任意協力により行うことができた調査であり、指導監督、補助金関連調査と関連する文部科学省調査、あるいは日本私立学校振興・共済事業団調査とは異なる。

（凡例）

- 「作成例」：「学校法人寄附行為作成例」（平成 16 年 7 月 13 日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）
 - 大：大学法人
 - 短：短大法人
 - 高：高校法人
 - 他：幼稚園法人 + 専門学校法人
- } 大・短（調査数 388 法人）
- } 高・他（調査数 217 法人）

目次

刊行のごあいさつ

「寄附行為調査研究報告書」の利用に当たって

調査 1	名称	1
調査 2	事務所の所在地	2
調査 3	目的	3
調査 4	設置校の種類・高校の課程（全日制・定時制・通信制）の有無	4
	①-1 大学法人の設置校の種類	
	①-2 短大法人の設置校の種類	
	①-3 高校法人他の設置校の種類	
	② 高校の課程（全日制・定時制・通信制）の有無	
調査 5	収益事業の規定の有無と種類	6
	① 収益事業に関する規定の有無	
	② 収益事業の種類	
調査 6	理事定数の表記方法・定数と各号理事の数	7
	① 表記方法・定数	
	② 2号（評議員）理事の数	
	③ 3号（学識経験者）理事の数	
調査 7	監事定数の表記方法・定数	10
調査 8	常勤監事の規定の有無と数	11
	① 常勤監事に関する規定の有無	
	② 常勤監事の数	
調査 9	理事長の選任方法・解任方法	12
	① 選任方法	
	②-1 解任方法（充て職以外）に関する規定の有無	
	②-2 解任方法（充て職以外）	
調査 10	常務（専務・常任含む）理事又は副理事長の有無・選任方法・解任方法	14
	① 常務理事等に関する規定の有無	
	② 常務理事又は副理事長の設置	
	③-1 選任方法に関する規定の有無	

	③-2 選任方法	
	④-1 解任方法に関する規定の有無	
	④-2 解任方法	
調査 11	1号（校長・学長）理事の単数・複数 ……………	17
調査 12	2号（評議員）理事の選任方法 ……………	18
調査 13	3号（学識経験者）理事の選任対象・選任方法 ……………	19
	① 選任対象	
	②-1 選任方法に関する規定の有無	
	②-2 選任方法（充て職以外）	
調査 14	監事の選任方法・兼職禁止規定 ……………	21
	① 選任方法	
	② 兼職禁止規定	
調査 15	役員親族除外規定の有無 ……………	22
調査 16	役員の任期・任期満了後の規定 ……………	23
	① 役員の任期	
	② 任期満了後に関する規定の有無	
調査 17	役員の再任制限・年齢制限 ……………	24
	①-1 再任制限に関する規定の有無	
	①-2 再任回数	
	②-1 役員の年齢制限に関する規定の有無	
	②-2 理事の年齢制限	
	②-3 監事の年齢制限	
調査 18	役員の補充 ……………	27
	① 役員補充に関する規定の有無	
	② 役員補充の規定	
調査 19	役員の解任方法・解任事由 ……………	29
	①-1 解任方法	
	①-2 解任に関する理事会の定足数	
	①-3 解任に必要な理事会議決数	
	② 解任事由	
調査 20	役員の退任事由 ……………	32
	① 退任事由に関する規定の有無	
	② 退任事由	

調査 21	理事長の職務	33
	① 理事長の職務に関する規定の有無	
	② 理事長の職務	
調査 22	常務（専務・常任）理事又は副理事長の職務	34
	① 常務理事等の職務に関する規定の有無	
	② 常務理事等の職務	
調査 23	代表権の制限	35
	① 代表権の制限に関する規定の有無	
	② 代表権の制限	
調査 24	理事長職務代理・代行者の決め方	36
調査 25	監事の職務	39
調査 26	役員報酬規定	40
	① 役員報酬に関する規定の有無	
	② 役員報酬規定	
調査 27	学園（院）長設置の有無	41
調査 28	名誉職設置の有無・任期	42
	① 名誉職設置に関する規定の有無	
	② 名誉職の種類	
	③ 名誉職の任期	
調査 29	理事会の設置	44
調査 30	理事会の業務	45
	① 理事会業務に関する規定の有無	
	② 理事会業務の内容	
調査 31	理事会開催回数・時期	46
	① 理事会開催に関する規定の有無	
	② 理事会開催の回数・時期	
調査 32	理事会招集者	48
調査 33	理事会招集請求に必要な理事数と招集猶予期間	49
	① 理事会招集請求に必要な理事数	
	② 招集猶予期間	
調査 34	理事会招集通知方法・記載事項	50
	①-1 招集通知方法に関する規定の有無	

	①-2 招集通知方法	
	②-1 記載事項に関する規定の有無	
	②-2 記載事項	
調査 35	理事会招集通知発送期限	52
	① 発送期限に関する規定の有無	
	② 発送期限	
	③ 緊急時の日数に関するただし書き	
調査 36	理事会の議長	54
	① 理事会議長に関する規定の有無	
	② 理事会の議長	
調査 37	理事会定足数	55
	① 理事会定足数に関する規定の有無	
	② 理事会定足数	
調査 38	理事会の書面表決書・委任状によるみなし出席	56
	① みなし出席に関する規定の有無	
	② 書面表決書又は委任状	
調査 39	理事会通常議事の表決方法・議長の議決権	57
	① 通常議事の表決方法	
	②-1 議長の議決権に関する規定の有無	
	②-2 議長の議決権	
調査 40	利害関係理事の除斥	58
	① 利害関係理事除斥に関する規定の有無	
	②-1 利害関係理事除斥	
	②-2 利害関係理事除斥ただし書き（参加できる条件）	
調査 41	業務決定の委任規定の有無	59
調査 42	理事会議事録記載事項・署名押印者	60
	① 理事会議事録に関する規定の有無	
	② 記載事項	
	③ 署名押印者	
調査 43	常任（常務・常勤）理事会の設置	63
	① 常任理事会設定に関する規定の有無	
	② 理事会の名称	
調査 44	評議員定数の表記方法・定数と各号評議員の数	64
	① 表記方法・定数	
	②-1 1号（職員）評議員の数	

	②-2 2号(卒業生)評議員の数	
	②-3 3号評議員の数	
調査 45	評議員会招集者の規定の有無	68
調査 46	評議員による招集請求に必要な評議員数と開催猶予期間	69
	①-1 評議員による招集請求に関する規定の有無	
	①-2 評議員による招集請求に必要な評議員数	
	②-1 招集猶予期間の規定の有無	
	②-2 招集猶予期間	
調査 47	評議員会招集通知方法・記載事項	71
	①-1 招集通知方法に関する規定の有無	
	①-2 招集通知方法	
	②-1 記載事項に関する規定の有無	
	②-2 記載事項	
調査 48	評議員会招集通知発送期限	73
	①-1 発送期限に関する規定の有無	
	①-2 発送期限	
	② 緊急時の日数に関するただし書き	
調査 49	評議員会の種類	75
	① 評議員会の種類に関する規定の有無	
	② 評議員会の種類	
調査 50	評議員会開催回数・時期	76
	① 評議員会開催回数に関する規定の有無	
	② 評議員会開催の回数・時期	
調査 51	評議員会議長の選任方法	78
調査 52	評議員会定足数	79
	① 評議員会定足数に関する規定の有無	
	② 評議員会定足数	
調査 53	評議員会の書面表決書・委任状によるみなし出席	80
	① みなし出席に関する規定の有無	
	② 書面表決書又は委任状	
調査 54	評議員会議事の表決方法	81
	① 議事の表決方法に関する規定の有無	
	② 議事の表決方法	

調査 55	評議員会議長の議決権 ……………	82
	① 議長の議決権に関する規定の有無	
	② 議長の議決権	
調査 56	評議員会議事録・署名押印者 ……………	83
	① 評議員会議事録に関する規定の有無	
	② 署名押印者	
調査 57	評議員会への諮問事項・議決事項 ……………	85
	① 諮問事項・議決事項に関する規定の有無	
	② 諮問事項・議決事項の規定内容	
調査 58	評議員会の意見具申等 ……………	86
	① 意見具申等に関する規定の有無	
	② 意見具申等の規定内容	
調査 59	1号（職員）評議員の選任対象・選任方法 ……………	87
	① 選任対象	
	②-1 選任方法に関する規定の有無	
	②-2 選任方法	
調査 60	2号（卒業生）評議員の選任対象・選任方法 ……………	89
	① 選任対象	
	②-1 選任方法に関する規定の有無	
	②-2 選任方法	
調査 61	3号（学識経験者）評議員の選任対象・選任方法 ……………	91
	① 選任対象	
	②-1 選任方法に関する規定の有無	
	②-2 選任方法	
調査 62	評議員の任期 ……………	94
調査 63	評議員任期満了後の規定の有無 ……………	95
調査 64	評議員の解任方法・解任事由 ……………	96
	①-1 解任方法に関する規定の有無	
	①-2 解任方法	
	①-3 解任に必要な評議員会議決数	
	①-4 解任に必要な理事会議決数	
	②-1 解任事由に関する規定の有無	
	②-2 解任事由	
調査 65	評議員の退任事由 ……………	98
	① 退任事由に関する規定の有無	

	② 退任事由	
調査 66	資産に関する規定	99
調査 67	収益事業用財産規定の有無	100
調査 68	寄附金品規定の有無	101
調査 69	基本財産の処分の制限・一部処分の方法	102
	① 基本財産の処分に関する規定の有無	
	② 処分を制限している財産	
	③-1 一部処分の方法に関する規定の有無	
	③-2 一部処分の議決方法	
調査 70	積立金の保管対象・方法	104
	①-1 積立金の保管対象に関する規定の有無	
	①-2 積立金の保管対象	
	②-1 積立金の保管方法に関する規定の有無	
	②-2 積立金の保管方法	
調査 71	経費の支弁	106
	① 経費の支弁に関する規定の有無	
	② 経費の支弁	
調査 72	学校会計と収益事業会計の区分の規定の有無	107
調査 73	予算及び事業計画の承認・変更	108
	① 予算及び事業計画の承認・変更に関する規定の有無	
	② 承認・変更に必要な議決数	
調査 74	予算外の新たな義務負担・権利放棄	110
	① 予算外の新たな義務負担・権利放棄に関する規定の有無	
	② 必要な議決数	
調査 75	決算の作成・監事の意見添付の規定の有無	111
調査 76	財産目録等の作成に関する規定の有無	112
調査 77	財産目録等の備付け・閲覧対象者	113
	① 閲覧に関する規定の有無	
	② 閲覧対象者	
調査 78	資産総額の変更登記	114
	① 資産総額の変更登記に関する規定の有無	
	② 登記期限	
調査 79	会計年度の規定の有無	115

調査 80	解散事由	116
	①-1 解散事由に関する規定の有無	
	①-2 解散事由	
	② 理事の同意による解散議決数	
	③ 目的たる事業の成功の不能による解散議決数	
調査 81	解散に係る認可・認定の規定の有無	119
調査 82	残余財産の帰属者の選定方法	120
	① 残余財産の帰属者の選定方法に関する規定の有無	
	② 選定に必要な議決数	
調査 83	合併に必要な議決数	122
	① 合併に関する規定の有無	
	② 合併に必要な議決数	
調査 84	寄附行為の変更手続	123
	① 寄附行為の変更手続に関する規定の有無	
	② 変更に必要な議決数	
調査 85	届出事項の変更	125
	① 届出事項の変更に関する規定の有無	
	② 変更に必要な議決数	
調査 86	備付書類・帳簿の備付け	127
	① 備付書類・帳簿の備付けに関する規定の有無	
	② 備付書類・帳簿の種類	
調査 87	公告方法	128
	① 公告方法に関する規定の有無	
	② 公告方法	
調査 88	施行細則制定方法	129
	① 施行細則制定方法に関する規定の有無	
	② 施行細則制定方法	

調査 1 名 称

作成例(1条) この法人は、学校法人 学園と称する。

調査数：大・短 388 / 高・他 217

大 339、短 49、高 206、他 = 幼稚園 4・専門学校法人 7、以下同じ

No.	法人の名称	大・短	高・他	合計
1	学園(学苑)	221	173	394
2	設置校 = 法人名	106	6	112
3	学院	48	27	75
4	育英会	1	1	2
5	(学)館	4	1	5
6	社	1	0	1
7	学舎	1	0	1
8	塾	0	2	2
9	奨学会	0	1	1
10	教育会	1	1	2
11	その他	5	5	10
	合 計	388	217	605

調査 2

事務所の所在地

- 作成例（2条） この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

調査数：大・短 388／高・他 217

	事務所の所在地表記	大・短	高・他	合計
ア	主たる事務所のみ	380	214	594
イ	従たる事務所あり	8	3	11
	合 計	388	217	605

調査3 目的

- 作成例（3条） この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	法人の目的	大・短	高・他	合計
1	学校教育を行う	272	171	443
2	〇〇な人材を育成（養成）する	207	113	320
3	宗教教育を行う	87	61	148
4	建学の精神・校則に言及	57	32	89
5	学校の設置	57	32	89
6	教育（又は研究・保育）を行う	62	21	83
7	人格教育・人間教育	6	9	15
8	〇〇の発展に寄与	4	0	4
9	社会貢献	4	0	4
10	〇〇の経営	2	1	3
11	収益事業の併記	3	1	4
	合 計	761	441	1,202

※複数回答

【No.3 宗教教育の内訳】

調査数：大・短 87／高・他 61

キリスト教	60	50	110
仏教	26	10	36
神社神道、その他	1	1	2
内訳計	87	61	148

【イ. 他の校種を設置の内訳】 ※ 同じ校種を複数校設置している場合も1件とカウント

調査数：短 41

No.	他の校種を設置の内訳	短
1	高校を設置	33
2	中学を設置（中等教育学校含む）	18
3	小学校を設置	4
4	幼稚園を設置	23
5	専門学校を設置	6
6	認定こども園を設置	4
7	その他	2
	合 計	90

※複数回答

①-3 高校法人他の設置校の種類

調査数：高 206／幼稚園 4／専門学校 7

	設置校の校種	高・他
ア	単独の学校のみ設置	62
イ	他の校種を設置	155
	合 計	217

【イ. 他の学校を設置の内訳】 ※ 同じ校種を複数校設置している場合も1件とカウント

調査数：高・他 155

No.	他の校種を設置の内訳	高・他
1	中学を設置（中等教育学校含む）	118
2	小学校を設置	31
3	幼稚園を設置	68
4	専門学校を設置	22
5	認定こども園を設置	8
6	その他	5
	合 計	252

※複数回答

② 高校の課程（全日制・定時制・通信制）の有無

調査数：大・短 255／高 206

	表記の有無	大・短	高	合計
ア	高校課程の表記あり	254	183	437
イ	高校課程の表記なし	1	23	24
	合 計	255	206	464

調査 5

収益事業の規定の有無と種類

- 作成例（5条） この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 書籍・文房具小売業
- (2) 各種食料品小売業

① 収益事業に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	102	53	155
イ	規定なし	286	164	450
	合 計	388	217	605

② 収益事業の種類

調査数：大・短 102／高・他 53

No.	収益事業の種類	大・短	高・他	合計
1	不動産（貸室・駐車場）業	51	36	87
2	小売業	21	22	43
3	教育・学習支援業	10	9	19
4	印刷・出版業	12	3	15
5	医療・福祉業	13	2	15
6	保険業	8	6	14
7	請負・委託業	8	2	10
8	電気・ガス	3	6	9
9	飲食業	3	5	8
10	製造業	4	2	6
11	農業・林業	3	0	3
12	運輸業	0	2	2
13	旅館業	2	0	2
14	種類について規定なし	1	3	4
15	その他	2	2	4
	合 計	141	100	241

※複数回答

調査 6

理事定数の表記方法・定数と各号理事の数

■ 作成例（6条1項1号） この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○人

① 表記方法・定数

調査数：大・短 388／高・他 217

	理事定数の表記方法	大・短	高・他	合計
ア	絶対数	101	122	223
イ	相対数	287	95	382
	合 計	388	217	605

【ア．絶対数の内訳】

調査数：大・短 101／高・他 122

5人	2	14	16	
6人	3	28	31	
7人	20	39	59	
8人	7	11	18	
9人	13	18	31	
10人	10	6	16	
11人	11	2	13	
12人	5	3	8	
13人	7	1	8	
14人	2	0	2	
15人	8	0	8	
16人	2	0	2	
17人	2	0	2	
18人	2	0	2	
21人	1	0	1	
22人	2	0	2	
25人	1	0	1	
31人	1	0	1	
36人	1	0	1	
42人	1	0	1	
	内訳計	101	122	223

【イ. 相対数の内訳】※ 少ない方の人数をカウント

調査数：大・短 287／高・他 95

	大・短	高・他	合計
5人～	21	42	63
6人～	24	11	35
7人～	43	24	67
8人～	38	6	44
9人～	38	4	42
10人～	30	2	32
11人～	18	2	20
12人～	12	2	14
13人～	24	1	25
14人～	10	0	10
15人～	11	1	12
16人～	6	0	6
17人～	3	0	3
18人～	2	0	2
19人～	2	0	2
20人以上	5	0	5
内訳計	287	95	382

② 2号（評議員）理事の数 ※ 相対数の場合は少ない方の人数をカウント

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	2号理事の数	大・短	高・他	合計
1	1人	44	36	80
2	2人	117	88	205
3	3人	93	56	149
4	4人	58	12	70
5	5人	25	7	32
6	6人	7	4	11
7	7人	15	1	16
8	8人	7	0	7
9	9人以上	13	2	15
10	○人以内	3	5	8
11	2号理事の定数表記なし	6	6	12
	合計	388	217	605

【No.10 ○人以内の内訳】

調査数：大・短3／高・他5

	大・短	高・他	合計
2人以内	1	2	3
3人以内	0	1	1
4人以内	0	1	1
6人以内	1	0	1
9人以内	1	0	1
15人以内	0	1	1
内訳計	3	5	8

③ 3号（学識経験者）理事の数 ※ 相対数の場合は少ない方の人数をカウント

調査数：大・短388／高・他217

No.	3号理事の数	大・短	高・他	合計
1	1人	21	14	35
2	2～3人	134	115	249
3	4～6人	137	62	199
4	7～9人	56	10	66
5	10人以上	24	1	25
6	○人以内	4	6	10
7	3号理事の定数表記なし	12	9	21
	合 計	388	217	605

【No.6 ○人以内の内訳】

調査数：大・短4／高・他6

3人以内	0	1	1
4人以内	0	1	1
6人以内	0	2	2
7人以内	0	2	2
9人以内	1	0	1
10人以内	2	0	2
13人以内	1	0	1
内訳計	4	6	10

■ 作成例 (6条1項2号) (2) 監事 ○人

調査数：大・短 388／高・他 217

	監事定数の表記方法	大・短	高・他	合計
ア	絶対数	253	184	437
イ	相対数	135	33	168
	合 計	388	217	605

【ア．絶対数の内訳】

調査数：大・短 253／高・他 184

2人	215	180	395	
3人	33	4	37	
4人	5	0	5	
	内訳計	253	184	437

【イ．相対数の内訳】

調査数：大・短 135／高・他 33

2人以上	3	1	4	
2～3人	114	27	141	
2～4人	13	5	18	
2～5人	2	0	2	
3～4人	2	0	2	
3～5人	1	0	1	
	内訳計	135	33	168

調査 8**常勤監事の規定の有無と数****① 常勤監事に関する規定の有無**

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	31	2	33
イ	規定なし	357	215	572
	合 計	388	217	605

② 常勤監事の数

調査数：大・短 31 / 高・他 2

No.	常勤監事の数	大・短	高・他	合計
1	1人	14	2	16
2	1人又は2人	2	0	2
3	2人	1	0	1
4	若干名	1	0	1
5	人数について規定なし・常勤監事を置くことができるなど	13	0	13
	合 計	31	2	33

調査 9

理事長の選任方法・解任方法

- 作成例（6条2項） 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

① 選任方法

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会で選任	328	208	534
2	理事の互選	43	6	49
3	充て職	10	1	11
4	信者の内からなど、選任対象を限定している	2	2	4
5	評議員会で選任、又は同意を要するもの	4	0	4
6	別規程による	1	0	1
	合計	388	217	605

【No.1 理事会で選任の議決数の内訳】

調査数：大・短 328／高・他 208

理事総数の過半数	282	189	469
理事総数の 2/3 以上	20	6	26
理事総数の 3/4 以上	1	1	2
出席理事過半数	1	0	1
出席理事の 2/3 以上	1	0	1
理事総数 2/3 以上の出席を必要とし、出席理事の 2/3 以上	1	0	1
理事総数の 3/4 が出席した理事会において、理事総数の 3/4 以上+評議員会の議決	1	0	1
議決数規定なし	21	12	33
内訳計	328	208	534

【No.3 充て職の内訳】

調査数：大・短10／高・他1

	大・短	高・他	合計
学長、校長、園長	5	0	5
宗教・関連団体の長	5	1	6
内訳計	10	1	11

②-1 解任方法（充て職以外）に関する規定の有無

※ ①-2 選任方法のうち No.3 充て職以外対象

調査数：大・短378／高・他216

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	323	195	518
イ	規定なし	55	21	76
	合計	378	216	594

②-2 解任方法（充て職以外）

調査数：大・短323／高・他195

No.	解任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会で議決	316	195	511
2	理事会議決+評議員会議決	6	0	6
3	別規程による	1	0	1
	合計	323	195	518

【No.1・2 理事会で議決の議決数の内訳】

調査数：大・短322／高・他195

理事総数の過半数	265	181	446
理事総数の2/3以上	29	7	36
理事総数の3/4以上	17	5	22
議決数規定なし	11	2	13
内訳計	322	195	517

- 作成例（6条3項） 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

① 常務理事等に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	270	118	388
イ	規定なし	118	99	217
	合 計	388	217	605

② 常務理事又は副理事長の設置

調査数：大・短 270／高・他 118

No.	設置の内訳	大・短	高・他	合計
1	常務（専務・常任含む）理事のみ設置	181	74	255
2	副理事長のみ設置	31	19	50
3	どちらも設置	57	25	82
4	副理事長又は常務理事を設置	1	0	1
	合 計	270	118	388

【No.1 常務（専務・常任含む）理事の内訳】

調査数：大・短 181／高・他 74

常務のみ	125	56	181
常任のみ	17	4	21
専務のみ	9	10	19
常務又は常任＋専務	23	4	27
常務＋常任	4	0	4
専務＋常務＋常任	3	0	3
内訳計	181	74	255

③-1 選任方法に関する規定の有無

※理事ごとに異なる場合は、副理事長の規定を優先、以下同じ

調査数：大・短 270／高・他 118

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	257	115	372
イ	規定なし	13	3	16
	合 計	270	118	388

③-2 選任方法

調査数：大・短 257／高・他 115

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会選任	174	91	365
2	理事長選任（指名、委嘱含む）	31	8	39
3	理事長選任（推薦）→理事会選任	17	8	25
4	理事の互選	12	3	15
5	理事会議決（同意・意見を聞く）→理事長選任（指名）	15	3	18
6	充て職	4	2	6
7	その他	4	0	4
	合 計	257	115	372

【No.1・3・5 理事会選任の議決数の内訳】

調査数：大・短 206／高・他 102

理事総数の過半数	145	85	230
理事総数の2/3以上	6	2	8
議決数規定なし	55	15	70
内訳計	206	102	308

【No.7 その他の内訳】

調査数：大・短 4／高・他 0

理事5名と理事長による指名	1	0	1
理事長選任又は理事の互選	1	0	1
理事長推薦＋評議員会承認＋理事会選任（議決数なし）	1	0	1
別規程による	1	0	1
内訳計	4	0	4

④-1 解任方法に関する規定の有無

調査数：大・短 270／高・他 118

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	176	91	267
イ	規定なし	94	27	121
	合 計	270	118	388

④-2 解任方法

調査数：大・短 176／高・他 91

No.	解任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会議決	160	87	247
2	理事長が解任	9	3	12
3	理事会の意見を聞いて理事長が解任	2	1	3
4	理事会議決＋評議員会議決（同意含む）	4	0	4
5	別規程による	1	0	1
	合 計	176	91	267

【No. 1 理事会議決の議決数の内訳】

調査数：大・短 160／高・他 87

理事総数の過半数	141	80	221
理事総数の 2/3 以上	9	4	13
理事総数の 3/4 以上	1	1	2
出席理事の 2/3 以上	0	1	1
議決数について規定なし	9	1	10
内訳計	160	87	247

【No. 4 理事会議決＋評議員会議決の内訳】

調査数：大・短 4／高・他 0

理事総数 2/3 以上＋評議員会議決	1	0	1
理事総数 3/4 以上＋評議員会議決	2	0	2
理事総数 2/3 以上出席した理事会において理事総数 2/3 以上の議決及び評議員会の同意	1	0	1
内訳計	4	0	4

■ 作成例 (7条1項1号) 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長(校長)

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	1号理事	大・短	高・他	合計
1	校長全員が理事（1校の場合も含む）	136	82	218
2	複数校のうち1人	81	97	178
3	複数校のうち一部	171	38	209
	合 計	388	217	605

調査 1 2

2号（評議員）理事の選任方法

■ 作成例（7条1項2号） (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	評議員会で選任	240	126	366
2	評議員による選任（互選含む）	57	33	90
3	理事会推薦者を評議員会で決定（選任）	2	0	2
4	理事会で選任	58	42	100
5	評議員会推薦者を理事会で決定（選任）	11	12	23
6	評議員会の同意を得て（意見をきいて）理事会で選任	10	2	12
7	理事長が選任（推薦、指名、委嘱含む）	1	0	1
8	選任方法について規定なし	4	1	5
9	その他	5	1	6
	合 計	388	217	605

【No.9 その他の内訳】

調査数：大・短 5／高・他 1

理事会の承認を得て理事長が選任	0	1	1
評議員の互選による者と理事会で選任される者	1	0	1
卒業生理事選考委員会が選任	1	0	1
理事会で選出し、評議員会の意見を聞いて、理事長が選任	1	0	1
別に定める	2	0	2
内訳計	5	1	6

■ 作成例（7条1項3号） (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人

① 選任対象

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	選任対象	大・短	高・他	合計
1	学識経験者	327	183	510
2	充て職	104	28	132
3	功労者・援助者	60	32	92
4	宗教法人の役員・信者・僧侶	42	35	77
5	（創立者の）縁者	17	10	27
6	卒業生・同窓会	26	2	28
7	保護者	3	1	4
8	教職員、教授会で選任した者	28	2	30
9	法人・関連団体の関係者	15	6	21
10	法人運営に理解ある者・経験者	9	1	10
11	評議員	1	0	1
12	役職者	2	0	2
13	対象について明記なし	60	23	83
	合 計	694	323	1,017

※複数回答

【No.2 充て職の内訳】

調査数：大・短 104／高・他 28

理事長・学園長・学院長・総長	55	18	73
事務局長・本部長・室長	51	7	58
学部長・学科長・所長	31	0	31
副学長・副校長	19	0	19
宗教関連団体の長	2	4	6
病院・関連団体の長	13	1	14
創立者	0	1	1
常任理事・常務理事	3	0	3
内訳計	174	31	205

※複数回答

②-1 選任方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	382	214	596
イ	規定なし（全員が充て職の場合を含む）	6	3	9
	合 計	388	217	605

② 選任方法（充て職以外）

調査数：大・短 382／高・他 214

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会で選任	326	197	523
2	理事による選任（互選を含む）	15	7	22
3	評議員会で選任	14	4	18
4	評議員会推薦者を理事会で決定（選任）	4	0	4
5	評議員会の同意を得て（意見をきいて）理事会で選任	22	0	22
6	宗教法人・同窓会からの推薦（指名）	12	17	29
7	理事長が選任（指名）	6	3	9
8	理事長が指名し、理事会で選任	4	1	5
9	その他	5	2	7
	合 計	408	231	639

※複数回答

- 作成例（8条） 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

① 選任方法

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会選出の候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任	291	177	468
2	評議員会の同意を得て、理事長が選任（法定）	78	33	111
3	理事会で推薦した者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任	8	0	8
4	評議員会及び理事会の同意（選任）を得て理事長が選任	8	5	13
5	別規定による	2	0	2
6	その他	1	2	3
	合 計	388	217	605

② 兼職禁止規定

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	兼職禁止対象者	大・短	高・他	合計
1	理事・評議員・職員以外（法定）	374	214	588
2	理事・（教）職員以外	4	0	4
3	外部より選ぶものとする	1	0	1
4	教職員・評議員以外	1	0	1
5	理事若しくはその親族、その他特殊の関係がある者、法人の職員、評議員以外	1	0	1
6	兼職禁止の規定なし	7	3	10
	合 計	388	217	605

調査15 役員親族除外規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	87	93	180
イ	規定なし	301	124	425
	合 計	388	217	605

調査 1 6

役員任期・任期満了後の規定

作成例(9条) 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、 年とする。ただし、補欠の役員の場合は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

役員任期

調査数：大・短 388 / 高・他 217

No.	役員任期	大・短	高・他	合計
1	4年	175	113	288
2	3年	134	63	197
3	2年	51	32	83
4	5年	8	7	15
5	1年	2	0	2
6	理事と監事で任期が異なる	18	2	20
	合計	388	217	605

【No.6 理事と監事で任期が異なるの内訳】

調査数：大・短 18 / 高・他 2

理事：4年、監事：3年	2	1	3
理事：4年、監事：2年	7	0	7
理事：3年、監事：2年	4	1	5
理事：2年、監事：4年	2	0	2
理事：2年、監事：3年	2	0	2
理事：充て職、監事：3年	1	0	1
内訳計	18	2	20

任期満了後に関する規定の有無

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり(後任の役員が選出されるまでは、なお、その職務を行う)	383	217	600
イ	規定なし	5	0	5
	合計	388	217	605

①-1 再任制限に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	17	6	23
イ	規定なし	371	211	582
	合 計	388	217	605

①-2 再任回数

調査数：大・短 17／高・他 6

No.	再任回数	大・短	高・他	合計
1	再任 1 回限り	0	3	3
2	再任 2 回まで	9	3	12
3	再任 3 回まで	2	0	2
4	同一母体から選任され引き続き 6 年を超えることはできない	1	0	1
5	連続して 4 期を超えることはできない	1	0	1
6	理事長：2 期まで、理事：制限なし	1	0	1
7	8 年	1	0	1
8	連続して 9 年を超えては選任しない	1	0	1
9	理事長は引き続き 6 年を超えて就くことができない	1	0	1
	合 計	17	6	23

②-1 役員の年齢制限に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	11	9	20
イ	規定なし	377	208	585
	合 計	388	217	605

②-2 理事の年齢制限

調査数：大・短 11／高・他 9

No.	理事の年齢制限	大・短	高・他	合計
1	就任（再任含む）時（ ）歳未満	4	4	8
2	（ ）歳未満の者	4	4	8
3	その他	3	1	4
	合 計	11	9	20

【No.1 就任時（ ）歳未満の内訳】

調査数：大・短 4／高・他 4

71 歳	1	0	1
75 歳	1	1	2
80 歳	2	1	3
85 歳	0	1	1
86 歳	0	1	1
内訳計	4	4	8

【No.2 （ ）歳未満の者の内訳】

調査数：大・短 4／高・他 4

71 歳	1	0	1
75 歳	1	3	4
80 歳	1	1	2
81 歳	1	0	1
内訳計	4	4	8

②-3 監事の年齢制限

調査数：大・短 11 / 高・他 9

No.	監事の年齢制限	大・短	高・他	合計
1	就任（再任含む）時（ ）歳未満	2	3	5
2	（ ）歳未満の者	4	4	8
3	監事については規定なし	1	1	2
4	その他	4	1	5
	合計	11	9	20

【No.1 就任時（ ）歳未満の内訳】

調査数：大・短 2 / 高・他 3

75 歳	1	1	2
80 歳	1	0	1
85 歳	0	1	1
86 歳	0	1	1
内訳計	2	3	5

【No.2 （ ）歳未満の者の内訳】

調査数：大・短 4 / 高・他 4

71 歳	2	0	2
75 歳	1	3	4
80 歳	0	1	1
81 歳	1	0	1
内訳計	4	4	8

調査 18 役員の補充

- 作成例(10条) 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

① 役員補充に関する規定の有無

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	353	202	555
イ	規定なし	35	15	50
	合計	388	217	605

② 役員補充の規定

調査数：大・短 353 / 高・他 202

No.	役員補充の規定内容	大・短	高・他	合計
1	1/5 超欠員、1月以内補充（法定）	342	198	540
2	その他	11	4	15
	合計	353	202	555

【No.2 その他の内訳】

調査数：大・短 11／高・他 4

	大・短	高・他	合計
欠員が生じた場合1月以内に補充（速やかに補欠選任を行うを含む）	3	1	4
理事が4名以下になったとき、又は監事が1名以下になったときは、1月以内に補充しなければならない	0	1	1
（最低）定数を欠いたときは、1月以内に補充しなければならない	3	1	4
監事が2名の場合は、そのうち1名が欠けたとき欠けた日から起算して1か月以内に補充しなければならない。但し、監事3名のうち1名が欠けた場合はこの限りではない	0	1	1
理事定数の1/5または監事定数の1/3超欠員のときは、1月以内補充	1	0	1
理事現在数が理事総数（最低定数）の1/5を超えて欠くこととなる時、及び評議員現在数が理事現在数の2倍を超える数を欠いたときは、事由発生後1月以内に行う	1	0	1
理事：法定どおり、監事：欠けたとき、1月以内補充	1	0	1
理事：欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。監事：欠員が生じたときは、1月以内に補充しなければならない	1	0	1
理事又は監事が欠けたときは3月以内に補充しなければならない。ただし、1/5超の欠員は1月以内に補充	1	0	1
内訳計	11	4	15

- 作成例（11条1項） 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

①-1 解任方法

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	議決内容	大・短	高・他	合計
1	理事会議決＋評議員会議決（同意含）	341	189	530
2	理事会議決のみ	41	28	69
3	その他	6	0	6
	合 計	388	217	605

①-2 解任に関する理事会の定足数

調査数：大・短 382／高・他 217

	理事会定足数	大・短	高・他	合計
A	理事総数の3/4以上	320	196	516
B	理事総数の2/3以上	17	9	26
C	理事総数の3/5以上	1	0	1
D	理事総数の4/5以上	1	0	1
E	理事総数の過半数	2	0	2
F	定足数について表記なし	41	12	53
	合 計	382	217	599

①-3 解任に必要な理事会議決数

調査数：大・短 382／高・他 217

	理事会議決数	大・短	高・他	合計
A	理事総数 3/4 以上	297	186	483
B	理事総数 2/3 以上	64	21	85
C	出席理事の 2/3 以上	8	4	12
D	理事総数 2/3 以上	6	1	7
E	出席理事の 3/4 以上	1	2	3
F	出席理事の過半数	1	2	3
G	理事総数の 3/5 以上	1	0	1
H	議決数について表記なし	4	1	5
	合 計	382	217	599

② 解任事由

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	解任事由	大・短	高・他	合計
1	職務義務違反	20	10	30
2	法令・寄附行為に違反	18	10	28
3	心身の故障	22	9	31
4	非行	3	1	4
5	1～4 すべての規定のあるもの	358	206	564
6	解任事由の規定なし	4	0	4
7	その他	11	5	16
	合 計	436	241	677

※複数回答

【No.7 その他の内訳】

調査数：大・短 11／高・他 5

	大・短	高・他	合計
業務執行上又は一身上に不都合の行為あるとき	0	1	1
教育関係者として著しく相応しくない行為をしたとき	0	1	1
この法人に著しく損害を与え、もしくは将来与えることが確実と理事会において認められたとき。学園の理事としてあきらかにふさわしくないと理事会において認められる行為があったとき	0	1	1
評議員会が不適任と認めたとき	0	1	1
本法人の体面を汚辱する行為があったとき	0	1	1
やむを得ない理由	1	0	1
その職務を尽くさないもの又はその在任がこの法人に不利とみなされる者	1	0	1
学園建学の精神に反し、その伝統を傷つけ、名誉を汚す行為のあったとき。同僚又は教職員、学生、父兄、卒業生を煽動し、学園の秩序を乱す行為のあったとき。学園又は理事会の秘密を漏らし、学園に不利益な言動をなしたとき。役員としての体面を汚す行為のあったとき	1	0	1
(評議員会による) 役員の不信任	2	0	2
倫理要領その他の規定違反、法人の名誉を著しく傷つけたとき	1	0	1
この法人及びこの法人が設置する学校の名誉を毀損し又はその社会的信用を失墜させたとき	1	0	1
著しく品位に欠ける行為をなし、本学の名誉までも損ない、およそ本学の役員として認められないとき	1	0	1
法人及び設置校の名誉毀損又は社会的信用を失墜させたとき、法人に著しく損害をあたえたとき	1	0	1
職務を甚だしく怠ったとき	1	0	1
法人の名誉を著しく汚損したとき	1	0	1
内訳計	11	5	16

■ 作成例（11条2項） 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

① 退任事由に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	358	214	572
イ	規定なし	30	3	33
	合 計	388	217	605

② 退任事由

調査数：大・短 358／高・他 214

No.	退任事由	大・短	高・他	合計
1	任期の満了	355	213	568
2	辞任	357	212	569
3	学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当	350	211	561
4	死亡	3	1	4
5	地位（資格）喪失時	10	1	11
6	その他	4	3	7
	合 計	1,079	641	1,720

※複数回答

■ 作成例（12条） 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

① 理事長の職務に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	381	216	597
イ	規定なし	7	1	8
	合 計	388	217	605

② 理事長の職務

調査数：大・短 381／高・他 216

No.	理事長の職務	大・短	高・他	合計
1	法人を代表し、その業務を総理する（法定）	358	201	559
2	法令及びこの寄附行為に規定する職務を行いこの法人内部の事務を統括し業務について代表する	19	11	30
3	上記 1+2	3	1	4
4	その他	1	3	4
	合 計	381	216	597

【No. 4 その他の内訳】

調査数：大・短 1／高・他 3

この法人を代表し、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人の業務を総理する	0	2	2
この法人を総理し、法人を代表するとともに、理事会の議に基づく業務執行の責任を負う	1	0	1
1+理事長は学園長として建学の精神の充実発展につとめる	0	1	1
内訳計	1	3	4

■ 作成例（13条） 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

① 常務理事等の職務に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	254	109	363
イ	規定なし	134	108	242
	合 計	388	217	605

② 常務理事等の職務

調査数：大・短 254／高・他 109

No.	常務理事の職務	大・短	高・他	合計
1	理事長・学園長補佐	239	105	344
2	（法人の）業務分掌	164	66	230
3	（法人の）事務統括（掌理）	29	8	37
4	（法人の）業務（事務）を行う（処理する）	54	14	68
5	理事長以外（副理事長など）の補佐	8	5	13
6	法人（一部を含む）を代表	5	8	13
7	事前に審議する	4	0	4
8	その他	2	1	3
	合 計	505	207	712

※複数回答

【No. 8 その他の内訳】

調査数：大・短 2／高・他 1

理事長の委任した業務	0	1	1
理事会議決事項、委任事項の執行	1	0	1
法人の業務を監督	1	0	1
内訳計	2	1	3

- 作成例（14条） 理事長（及び常務理事）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

① 代表権の制限に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	378	212	590
イ	規定なし	10	5	15
	合 計	388	217	605

② 代表権の制限

調査数：大・短 378／高・他 212

No.	代表権の制限	大・短	高・他	合計
1	理事長のみ	338	181	519
2	理事長＋常務（専務・常任）理事又は副理事長に付与	28	25	53
3	理事長＋学長（学院長、校長含む）に付与	6	1	7
4	理事長＋収益事業理事（担当理事含む）に付与	2	0	2
5	その他	4	5	9
	合 計	378	212	590

【No. 5 その他の内訳】

調査数：大・短 4／高・他 5

代表権は理事長、ただし必要に応じて職務代理者がこの法人を代表する	0	1	1
理事長＋副理事長＋代表権を登記した理事	0	1	1
理事長＋代表権を付与された理事 1人	1	0	1
理事長＋訴訟業務（調停事案を含む）に限り、理事のうち 1 名を代表とできる	1	0	1
理事長＋あらかじめ理事会で指名した理事	2	2	4
理事長＋副理事長＋専務理事＋理事の校長	0	1	1
内訳計	4	5	9

- 作成例（15条） 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	代理人・代行者の決め方	大・短	高・他	合計
1	あらかじめ理事会で順位を定める	187	139	326
2	あらかじめ理事会で指名された理事	50	29	79
3	理事長が指名	43	17	60
4	あらかじめ理事長が定めた順位	3	2	5
5	副理事長（学園長）が代行	32	6	38
6	常務（専務・常任）理事が代行	30	6	36
7	理事会で選任	1	0	1
8	理事の互選	8	0	8
9	優先順位を規定	22	17	39
10	事故があるときと欠けたときで異なる	3	0	3
11	指名方法について規定なし	1	0	1
12	その他	8	1	9
	合 計	388	217	605

【No. 9 優先順位を規定の内訳】

調査数：大・短 22／高・他 17

第一優先	優先順位（2番目以下）	大・短	高・他	合計
理事長が指名	理事会選任	1	0	1
副理事長	あらかじめ理事会順位	5	5	10
	あらかじめ理事会指名	3	1	4
	理事長指名	0	1	1
	理事長指名→あらかじめ理事会順位	1	0	1
	常務理事	3	0	3
	常務理事→あらかじめ理事会順位	1	2	3
	理事会で指名された理事（あらかじめではない）	0	1	1
常務理事	あらかじめ理事会順位	3	6	9
	あらかじめ理事会指名	3	1	4
	理事長指名	1	0	1
	理事の互選	1	0	1
	内訳計	22	17	39

【No. 10 事故があるときと欠けたときで異なるの内訳】

調査数：大・短 3／高・他 0

事故があるとき	欠けたとき	大・短	高・他	合計
理事長指名	学長又は理事の互選	1	0	1
理事長指名又は副理事長又は常務理事	理事の互選	1	0	1
常務理事又はあらかじめ理事会の同意を得て理事長指名	理事の互選	1	0	1
	内訳計	3	0	3

【No.12 その他の内訳】

調査数：大・短8／高・他1

	大・短	高・他	合計
あらかじめ理事会順位又は副理事長	1	0	1
あらかじめ理事会順位又は常務理事	2	1	3
あらかじめ理事会順位又は理事長が指名、できないときは、理事会において指名	1	0	1
理事会選任又は理事の互選	1	0	1
理事長が推薦の上、あらかじめ理事会において指名	1	0	1
あらかじめ理事長が指名、かつ理事会において同意	1	0	1
あらかじめ理事長が指名又は理事の互選	1	0	1
内訳計	8	1	9

- 作成例（16条） 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（都道府県知事）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	職務の内容の記載方法	大・短	高・他	合計
1	私立学校法第37条第3項各号列記（法定）	378	211	589
2	「私立学校法第37条第3項各号による」のみ	7	5	12
3	職務について規定なし	1	0	1
4	その他	2	1	3
	合 計	388	217	605

① 役員報酬に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	50	53	103
イ	規定なし	338	164	502
	合 計	388	217	605

② 役員報酬規定

調査数：大・短 50／高・他 53

No.	規定ありの内訳	大・短	高・他	合計
1	地位についてのみ支給せず	19	42	61
2	職務（勤務実態）に応じて支給	11	17	28
3	理事会で定める又は別に定める	19	6	25
4	要した費用の支弁	10	13	23
5	常勤の理事のみ支給	3	4	7
6	有給とすることができる	4	2	6
7	「支給することができる」のみ	3	1	4
8	「支給しない」のみ	1	0	1
	合 計	70	85	155

※複数回答

調査27 学園（院）長設置の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	95	32	127
イ	規定なし	293	185	478
	合 計	388	217	605

① 名誉職設置に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	131	52	183
イ	規定なし	257	165	422
	合 計	388	217	605

② 名誉職の種類

調査数：大・短 131／高・他 52

No.	名誉職の種類	大・短	高・他	合計
1	顧問	122	48	170
2	参与	13	4	17
3	相談役	11	4	15
4	名誉理事	12	5	17
5	総長（理事長がいる場合）・会長	8	1	9
	合 計	166	62	228

※複数回答

③ 名誉職の任期

調査数：大・短 131／高・他 52

	名誉職の任期	大・短	高・他	合計
A	2年	13	3	16
B	3年	11	2	13
C	4年	4	3	7
D	1年	2	1	3
E	役職ごとに任期が異なるもの	9	1	10
F	任命した理事長の任期満了日まで	2	0	2
G	委嘱の日の属する年度の最終日まで	0	1	1
H	終身	1	0	1
I	別に定める	3	0	3
J	任期の規定なし	86	41	127
	合 計	131	52	183

【E. 役職ごとに任期が異なるものの内訳】

調査数：大・短9／高・他1

	大・短	高・他	合計
顧問：規定なし、参与：1年	0	1	1
顧問：規定なし、参与：1年	1	0	1
顧問：規定なし、名誉理事：2年	1	0	1
顧問：規定なし、総長等：4年	1	0	1
顧問：2年、相談役・参与：1年	1	0	1
顧問：2年、総長等：4年	1	0	1
顧問：3年、総長等：規定なし	1	0	1
顧問：3年、名誉理事：規定なし	1	0	1
顧問：4年、名誉理事：終身	1	0	1
顧問：充て職期間、相談役：3年	1	0	1
内訳計	9	1	10

- 作成例（17条1項） この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	記載内容	大・短	高・他	合計
1	理事をもって組織する理事会（法定）	385	216	601
2	理事をもって構成する理事会	1	0	1
3	「理事会を置く」のみ	2	1	3
	合 計	388	217	605

■ 作成例（17条2項） 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

① 理事会業務に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	383	216	599
イ	規定なし	5	1	6
	合計	388	217	605

② 理事会業務の内容

調査数：大・短 383／高・他 216

No.	業務内容	大・短	高・他	合計
1	法人業務を決し、理事職務の執行を監督（法定）	362	209	571
2	法人業務を決する	15	7	22
3	その他	6	0	6
	合計	383	216	599

【No. 3 その他の内訳】

調査数：大・短 6／高・他 0

理事職務の執行の監督のみ	2	0	2
法人業務について決議をなし、その決議事項を執行する	1	0	1
この法人の業務は、理事会で決定し、その責任を負う	2	0	2
この寄附行為に基づき、最高議決機関として、この法人の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする	1	0	1
内訳計	6	0	6

調査 3 1 理事会開催回数・時期

① 理事会開催に関する規定の有無

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	82	11	93
イ	規定なし	306	206	512
	合 計	388	217	605

② 理事会開催の回数・時期

調査数：大・短 82 / 高・他 11

No.	開催の回数・時期	大・短	高・他	合計
1	随時	23	9	32
2	月 1 回	22	1	23
3	月指定あり（〇月、〇月、〇月）	24	0	24
4	年〇回（月指定なし）	10	1	11
5	「定期に開催する」とあるのみ	1	0	1
6	月 2 回	1	0	1
7	別に定める	1	0	1
	合 計	82	11	93

【No.3 指定する月の内訳】

調査数：大・短24／高・他0

	大・短	高・他	合計
1月・3月・5月・10月	1	0	1
1月・3月・5月・11月	1	0	1
1月・3月・5月・7月・9月・11月	2	0	2
2月・3月・5月・7月・10月・12月	1	0	1
2月・3月・5月・10月	1	0	1
2月・5月・9月・12月	1	0	1
3月・5月	7	0	7
3月・5月・10月・12月	1	0	1
3月・5月・11月	2	0	2
3月・5月・9月	1	0	1
3月・5月・9月・11月	1	0	1
3月・5月・9月・12月	1	0	1
5月・7月・10月・12月・3月	1	0	1
8月を除き毎月1回	3	0	3
内訳計	24	0	24

【No.4 年〇回の内訳】

調査数：大・短10／高・他1

年1回	1	0	1
年2回（以上）	5	1	6
年4回（以上）	2	0	2
年6回	2	0	2
内訳計	10	1	11

調査 3 2 理事会招集者

■ 作成例（17条3項） 理事会は、理事長が招集する。

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり：理事長が招集（法定）	385	215	600
イ	規定なし	3	2	5
	合 計	388	217	605

- 作成例（17条4項） 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

① 理事会招集請求に必要な理事数

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	議決数	大・短	高・他	合計
1	理事総数の2/3以上	267	168	435
2	理事総数の1/3以上	55	28	83
3	理事総数の1/2以上	39	17	56
4	理事総数の過半数	11	4	15
5	理事〇名以上	8	0	8
6	理事会の議決 + 「又は評議員会からの請求」としているもの	6	0	6
7	理事総数 1/5 以上	1	0	1
8	理事 3 名以上又は監事から請求	1	0	1
	合 計	388	217	605

② 招集猶予期間

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	猶予期間	大・短	高・他	合計
1	7日以内	294	188	482
2	14日（2週間）以内	36	15	51
3	10日以内	34	12	46
4	20日以内	15	1	16
5	15日以内	1	0	1
6	速やかに	2	0	2
7	招集猶予期間の規定なし	6	1	7
	合 計	388	217	605

- 作成例（17条5項） 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

①-1 招集通知方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	331	205	536
イ	規定なし	57	12	69
	合 計	388	217	605

①-2 招集通知方法

調査数：大・短 331／高・他 205

No.	通知方法	大・短	高・他	合計
1	書面通知のみ	276	166	442
2	書面通知+緊急の場合この限りではない	23	13	36
3	書面通知+緊急の場合相当と認める方法	22	26	48
4	書面通知又は電話（FAX、メール含む）	4	0	4
5	随時	2	0	2
6	その他	4	0	4
	合 計	331	205	536

【No.6 その他の内訳】

調査数：大・短4／高・他0

	大・短	高・他	合計
書面+緊急を要するときは、口頭又は電信、電話により招集することができる	1	0	1
書面又は電子メール、緊急を要する場合は相当と認める方法	1	0	1
書面通知又は、理事全員が出席した理事会の席上で次回を開催事項を確認した場合には、書面による通知を省略することができる	1	0	1
別に定める	1	0	1
内訳計	4	0	4

②-1 記載事項に関する規定の有無

調査数：大・短388／高・他217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	339	205	544
イ	規定なし	49	12	61
	合 計	388	217	605

②-2 記載事項

調査数：大・短339／高・他205

No.	記載事項	大・短	高・他	合計
1	開催場所	332	205	537
2	日時	328	205	533
3	議題（会議に付議すべき事項）	334	205	539
4	その他	2	0	2
	合 計	996	615	1,611

※複数回答

- 作成例（17条6項） 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

① 発送期限に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	335	204	539
イ	規定なし	53	13	66
	合 計	388	217	605

② 発送期限

調査数：大・短 335／高・他 204

No.	発送期限	大・短	高・他	合計
1	7日前まで	318	200	518
2	5日前まで	7	2	9
3	10日前まで	3	2	5
4	4日前まで	2	0	2
5	3日以前	1	0	1
6	請求のあった日から2週間以内	1	0	1
7	別に定める	1	0	1
8	日数の定めなし	2	0	2
	合 計	335	204	539

③ 緊急時の日数に関するただし書き

調査数：大・短 335／高・他 204

	緊急時の日数に関するただし書き	大・短	高・他	合計
A	緊急を要する場合この限りではない	295	168	463
B	緊急の場合の日数に関する規定なし	35	34	69
C	その他	5	2	7
	合 計	335	204	539

【C. その他の内訳】

調査数：大・短 5／高・他 2

やむを得ない理由がある場合に限り、通知の時期及び方法についてはこれによらないことができる	1	1	2
可能な限り速やかに通知を発する	0	1	1
緊急の場合は、この期間を短縮することができる。理事及び監事全員の同意がある場合は、招集手続を省略することができる。	2	0	2
緊急を要する場合は、本文に規定する日数を短縮することができる	1	0	1
別に定める	1	0	1
内訳計	5	2	7

■ 作成例（17条7項） 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

① 理事会議長に関する規定の有無

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	387	217	604
イ	規定なし	1	0	1
	合 計	388	217	605

② 理事会の議長

調査数：大・短 387 / 高・他 217

No.	議長	大・短	高・他	合計
1	理事長が議長（法定）	385	217	602
2	理事長、ただし理事長が出席できない場合は出席理事の中から理事会において選任する	2	0	2
	合 計	387	217	604

- 作成例（17条9項） 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

① 理事会定足数に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	385	217	602
イ	規定なし	3	0	3
	合計	388	217	605

② 理事会定足数

調査数：大・短 385／高・他 217

No.	定足数	大・短	高・他	合計
1	理事総数の過半数（法定）	280	183	463
2	理事総数の2/3以上	104	34	138
3	理事総数の3/5以上	1	0	1
	合計	385	217	602

- 作成例（17 条 10 項） 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

① みなし出席に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	358	212	570
イ	規定なし	30	5	35
	合 計	388	217	605

② 書面表決書又は委任状

調査数：大・短 358／高・他 212

No.	書面表決書又は委任状	大・短	高・他	合計
1	書面表決書のみ	329	188	517
2	委任状のみ	25	17	42
3	書面表決書又は委任状	2	7	9
4	その他	2	0	2
	合 計	358	212	570

【No. 4 その他の内訳】

調査数：大・短 2／高・他 0

同時双方向のコミュニケーションを可能にする情報技術を使った会議参加システムによる出席を認めることができる	1	0	1
欠席理事の委任状における代理又は出席は認めない	1	0	1
内訳計	2	0	2

- 作成例（17 条 11 項） 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

① 通常議事の表決方法

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	表決方法	大・短	高・他	合計
1	出席理事の過半数（法定）	338	214	552
2	理事総数の過半数	45	3	48
3	出席理事の 2/3 以上	2	0	2
4	理事総数の 2/3 以上	2	0	2
5	理事 2/3 以上の同意	1	0	1
	合 計	388	217	605

②-1 議長の議決権に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	371	215	586
イ	規定なし	17	2	19
	合 計	388	217	605

②-2 議長の議決権

調査数：大・短 371／高・他 215

No.	議決権	大・短	高・他	合計
1	可否同数の場合に議決権あり（法定）	331	205	536
2	可否同数の場合に議決権あり ＋議長は議決に加えない	38	10	48
3	可否同数の場合に議決権あり ＋議長は議決に加える	2	0	2
	合 計	371	215	586

- 作成例（17条12項） 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

① 利害関係理事除斥に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	340	210	550
イ	規定なし	48	7	55
	合 計	388	217	605

②-1 利害関係理事除斥

調査数：大・短 340／高・他 210

No.	利害関係理事除斥の内容	大・短	高・他	合計
1	直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。	326	199	525
2	1+追加の記載あり (配偶者、3親等以内の利害関係を含む)	13	11	24
3	自己に直接関係ある事項についてはその議事に加わることができない	1	0	1
	合 計	340	210	550

②-2 利害関係理事除斥ただし書き（参加できる条件）

調査数：大・短 340／高・他 210

	ただし書き	大・短	高・他	合計
A	ただし書きなし	318	199	517
B	理事会の同意があるときは会議に出席し発言することができる	18	10	28
C	議長が必要に応じて、議事に出席を求められることができる	1	1	2
D	会議に出席して発言できる	2	0	2
E	個人の利害以外の法人の組織に関する決議の場合	1	0	1
	合 計	340	210	550

- 作成例（18条） 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	253	158	411
イ	規定なし	135	59	194
	合 計	388	217	605

【ア．規定ありの内訳】

調査数：大・短 253／高・他 158

No.	委任先	大・短	高・他	合計
1	理事会において指名した理事へ委任	231	155	386
2	() へ委任	22	3	25
	合 計	253	158	411

【No.2 () へ委任の内訳】

調査数：大・短 22／高・他 3

常任理事会・専務理事会	9	0	9
理事長	7	3	10
理事長、副理事長、学長、校長、理事会において指名した理事、又は別に定める法人運営会議	1	0	1
理事長及び理事並びに各設置校の長	1	0	1
常任理事会又は理事会において指名した理事	2	0	2
理事会において指名した常務理事	2	0	2
内訳計	22	3	25

- 作成例（19条） 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

① 理事会議事録に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	362	214	576
イ	規定なし	26	3	29
	合 計	388	217	605

② 記載事項

調査数：大・短 362／高・他 214

No.	記載事項	大・短	高・他	合計
1	場所	344	213	557
2	日時	343	212	555
3	議決事項	343	213	556
4	その他事項	329	209	538
5	理事総数＋出席理事名	6	3	9
6	出席理事名	11	3	14
7	議事の経過及びその結果	24	3	27
8	欠席理事の氏名	4	1	5
9	開会及び閉会に関する事項	1	0	1
10	委任状提出状況・欠席状況	1	0	1
11	記載事項について規定なし	8	0	8
	合 計	1,414	857	2,271

※複数回答

③ 署名押印者

調査数：大・短 362／高・他 214

No.	署名押印者	大・短	高・他	合計
1	出席理事全員	224	163	387
2	議長（理事長）＋出席理事（互選）○名	74	16	90
3	議長（理事長）＋議長指名○名	42	24	66
4	議長指名2名（以上）	10	7	17
5	出席理事○名	3	3	6
6	署名押印者について規定なし	8	1	9
7	その他	1	0	1
	合 計	362	214	576

【No. 2 議長＋出席理事○名の内訳】

調査数：大・短 74／高・他 16

1名	2	0	2
2名（以上）	68	16	84
3名（以上）	2	0	2
4名	1	0	1
過半数	1	0	1
内訳計	74	16	90

【No. 3 議長＋議長指名○名の内訳】

調査数：大・短 42／高・他 24

1名	2	1	3
2名（以上）	38	22	60
5名	1	0	1
人数表記なし	1	1	2
内訳計	42	24	66

【No. 5 出席理事○名の内訳】

調査数：大・短 3／高・他 3

2名	1	2	3
3名（以上）	1	1	2
5名以上	1	0	1
内訳計	3	3	6

【No.6 その他の内訳】

調査数：大・短8／高・他1

	大・短	高・他	合計
議長＋理事会で互選された議事録署名人	0	1	1
議長のみ	1	0	1
議長＋専務理事＋出席理事（互選）2名	1	0	1
議長＋議長指名＋書記	1	0	1
議長＋書記	1	0	1
議長＋記録理事	1	0	1
議長指名理事4名以上	1	0	1
議長とあらかじめ理事会で指名された者	1	0	1
出席理事から選任された理事（指名人数なし）	1	0	1
内訳計	8	1	9

調査 4 3

常任（常務・常勤）理事会の設置

① 常任理事会設定に関する規定の有無

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	99	9	108
イ	規定なし	289	208	497
	合 計	388	217	605

② 理事会の名称

調査数：大・短 99 / 高・他 9

No.	理事会の名称	大・短	高・他	合計
1	常任理事会設置	53	5	58
2	常務理事会設置	32	4	36
3	常勤理事会設置	10	0	10
4	その他	4	0	4
	合 計	99	9	108

【No. 4 その他の内訳】

調査数：大・短 4 / 高・他 0

経営会議	2	0	2
学内理事会	1	0	1
特任理事会	1	0	1
内訳計	4	0	4

調査 4 4

評議員定数の表記方法・定数と各号評議員の数

■ 作成例（20条2項） 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

① 表記方法・定数

調査数：大・短 388／高・他 217

	評議員定数の表記方法	大・短	高・他	合計
ア	絶対数	115	114	229
イ	相対数	247	89	336
ウ	理事定数の2倍をこえる数（法定）	26	14	40
	合 計	388	217	605

【ア．絶対数の内訳】

調査数：大・短 115／高・他 114

11人	2	10	12	
12人	0	2	2	
13人	2	21	23	
15人	20	32	52	
16人	1	2	3	
17人	9	12	21	
18人	0	2	2	
19人	8	16	24	
20人	2	5	7	
21人	8	4	12	
23人	6	2	8	
24人	1	0	1	
25人	8	3	11	
27人	3	0	3	
29人	3	1	4	
30人	3	2	5	
31～40人	28	0	28	
41～50人	5	0	5	
50人以上	6	0	6	
	内訳計	115	114	229

※学園長や学園長・学長等が兼任の場合は人数が少なくなる場合がある

【イ. 相対数の内訳】 ※ 少ない方の人数をカウント

調査数：大・短 247／高・他 89

	大・短	高・他	合計
10人～	0	1	1
11人～	8	25	33
12人～	0	6	6
13人～	12	9	21
14人～	1	1	2
15人～	25	14	39
16人～	5	4	9
17人～	16	7	23
18人～	3	1	4
19人～	27	4	31
20人～	7	2	9
21人～	21	5	26
22人～	7	0	7
23人～	7	2	9
24人～	9	0	9
25人～	10	2	12
25人以内（最少人数の規定なし）	0	1	1
26人～	4	0	4
27人～	10	1	11
27人以内（最少人数の規定なし）	1	0	1
28人～	8	1	9
29人～	7	0	7
30人～	1	0	1
31人～	6	0	6
32人～	5	0	5
33人以内（最少人数の規定なし）	0	1	1
33人～	5	0	5
34人～	1	0	1
35人～	1	0	1
36人～	2	0	2
37人～	5	0	5
38人～	2	0	2
39人～	2	0	2
40～49人	15	2	17
50～59人	5	0	5
60～69人	3	0	3
70人以上	6	0	6
内訳計	247	89	336

②-1 1号（職員）評議員の数

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	1号評議員の数	大・短	高・他	合計
1	1人	2	9	11
2	2人	11	38	49
3	3人	25	34	59
4	4人	42	39	81
5	5人	34	33	67
6	6人	42	29	71
7	7人	37	13	50
8	8人	30	6	36
9	9人	27	2	29
10	10人以上	133	7	140
11	〇人以内	2	5	7
12	1号評議員の定数表記なし	3	2	5
	合計	388	217	605

【No. 11 〇人以内の内訳】

調査数：大・短 2／高・他 5

4人以内	0	1	1
5人以内	1	1	2
6人以内	0	1	1
7人以内	1	2	3
内訳計	2	5	7

②-2 2号（卒業生）評議員の数 ※ 相対数の場合は少ない方の人数をカウント

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	2号評議員の数	大・短	高・他	合計
1	1人	19	41	60
2	2～3人	152	119	271
3	4～5人	100	37	137
4	6～8人	51	11	62
5	9～12人	27	1	28
6	13人以上	33	1	34
7	〇人以内（最少人数の規定なし）	5	5	10
8	2号評議員の定数表記なし	1	2	3
	合計	388	217	605

【No.7 ○人以内の内訳】

調査数：大・短5／高・他5

	大・短	高・他	合計
2人以内	2	1	3
3人以内	1	1	2
4人以内	0	1	1
5人以内	1	1	2
6人以内	0	1	1
7人以内	1	0	1
内訳計	5	5	10

②-3 3号評議員の数 ※ 相対数の場合は少ない方の人数をカウント

調査数：大・短388／高・他217

No.	3号評議員の数	大・短	高・他	合計
1	1人	1	0	1
2	2～3人	12	13	25
3	4～5人	34	34	68
4	6～8人	102	75	177
5	9～12人	131	62	193
6	13～16人	55	15	70
7	17人以上	49	8	57
8	○人以内（最少人数の規定なし）	2	7	9
9	若干名	0	1	1
10	3号評議員の定数表記なし	2	2	4
	合 計	388	217	605

【No.8 ○人以内の内訳】

調査数：大・短2／高・他7

10人以内	0	1	1
13人以内	0	3	3
17人以内	0	1	1
20人以内	1	0	1
22人以内	1	1	2
34人以内	0	1	1
内訳計	2	7	9

調査 45

評議員会招集者の規定の有無

- 作成例（20条3項） 評議員会は、理事長が招集する。

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり：理事長が招集する（法定）	380	216	596
イ	規定なし	8	1	9
	合 計	388	217	605

調査 4 6

評議員による招集請求に必要な評議員数と開催猶予期間

- 作成例（20条4項） 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

①-1 評議員による招集請求に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	382	216	598
イ	規定なし	6	1	7
	合 計	388	217	605

①-2 評議員による招集請求に必要な評議員数

調査数：大・短 382／高・他 216

No.	評議員数	大・短	高・他	合計
1	評議員総数の1/3以上（法定）	354	211	565
2	私立学校法第41条第5項に規定する請求数	22	5	27
3	評議員総数の2/3以上	2	0	2
4	理事長もしくは評議員5人以上	1	0	1
5	評議員総数1/3又は評議員会議長及び5人以上の評議員	1	0	1
6	理事長又は評議員10人以上	1	0	1
7	評議員数について規定なし	1	0	1
	合 計	382	216	598

②-1 招集猶予期間の規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	369	215	584
イ	規定なし	19	2	21
	合 計	388	217	605

②-2 招集猶予期間

調査数：大・短 369／高・他 215

No.	猶予期間	大・短	高・他	合計
1	20 日以内（法定）	357	212	569
2	14 日（2 週間）以内	2	3	5
3	10 日以内	3	0	3
4	7 日以内	2	0	2
5	15 日以内	2	0	2
6	3 週間以内	1	0	1
7	日数規定なし	2	0	2
	合 計	369	215	584

- 作成例（20条5項） 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

①-1 招集通知方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	324	204	528
イ	規定なし	64	13	77
	合 計	388	217	605

①-2 招集通知方法

調査数：大・短 324／高・他 204

No.	通知方法	大・短	高・他	合計
1	書面通知のみ	264	165	429
2	書面通知+緊急の場合この限りではない	30	14	44
3	書面通知+緊急の場合相当と認める方法	20	23	43
4	書面通知又は電話（FAX、メール含む）	4	0	4
5	「通知」のみ	4	0	4
6	その他	2	2	4
	合 計	324	204	528

【No.6 その他の内訳】

調査数：大・短 2／高・他 2

書面通知+やむを得ない理由のある時は相当と認める方法	1	1	2
書面通知+やむを得ない事由のあるときは通知の時期及び方法についてこれによらないことができる	0	1	1
書面又は電子メール+緊急を要する場合は相当と認める方法	1	0	1
内訳計	2	2	4

②-1 記載事項に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	335	202	537
イ	規定なし	53	15	68
	合 計	388	217	605

②-2 記載事項

調査数：大・短 335／高・他 202

No.	記載事項	大・短	高・他	合計
1	開催場所	324	202	526
2	日時	324	201	525
3	議題	327	202	529
4	会議の目的たる事項	8	0	8
5	資料	2	0	2
	合 計	985	605	1,590

※複数回答

- 作成例(20条6項) 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

①-1 発送期限に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	330	200	530
イ	規定なし	58	17	75
	合計	388	217	605

①-2 発送期限

調査数：大・短 330／高・他 200

No.	発送期限	大・短	高・他	合計
1	7日前まで	316	197	513
2	3日以前	1	0	1
3	4日前まで	1	0	1
4	5日前まで	4	1	5
5	10日前まで	5	1	6
6	14日(2週間)以内	1	1	2
7	事前	2	0	2
	合計	330	200	530

② 緊急時の日数に関するただし書き

調査数：大・短 330／高・他 200

No.	緊急時の日数に関するただし書き	大・短	高・他	合計
1	緊急を要する場合この限りではない	289	169	458
2	緊急の場合の日数に関する規定なし	35	28	63
3	その他	6	3	9
	合 計	330	200	530

【No.3 その他の内訳】

調査数：大・短 6／高・他 3

やむを得ない事由のあるときは（通知の時期および方法について）、これによらないことができる	1	2	3
緊急を要する議事あるときは、理事長より各評議員への持ち回りにて、議事の可否を決することができる	0	1	1
緊急を要する場合は、本文に規定する日数を短縮することができる	4	0	4
緊急の場合又はやむを得ない事由がある場合は、期間を短縮することができ、また出席権者全員の同意がある場合は、招集手続きを省略することができる	1	0	1
内訳計	6	3	9

① 評議員会の種類に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	74	15	89
イ	規定なし	314	202	516
	合 計	388	217	605

② 評議員会の種類

調査数：大・短 74／高・他 15

No.	評議員会の種類	大・短	高・他	合計
1	定例評議員会＋臨時評議員会	60	14	74
2	定時評議員会＋臨時評議員会	7	0	7
3	定期評議員会＋臨時評議員会	7	0	7
4	評議員会＋臨時評議員会	0	1	1
	合 計	74	15	89

① 評議員会開催回数に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	99	17	116
イ	規定なし	289	200	489
	合 計	388	217	605

② 評議員会開催の回数・時期

調査数：大・短 99／高・他 17

No.	開催回数・時期	大・短	高・他	合計
1	年〇回	19	2	21
2	月指定（2回）	58	9	67
3	月指定（3回）	16	2	18
4	月指定（4回）	2	0	2
5	月指定（1回）	0	4	4
6	随時	2	0	2
7	定期に開催	1	0	1
8	原則、理事会を招集する日に行う	1	0	1
	合 計	99	17	116

【No.1 年〇回の内訳】

調査数：大・短 19／高・他 2

年 2 回	13	2	15
年 3 回	3	0	3
年 1 回	1	0	1
年 4 回以上	1	0	1
年 6 回	1	0	1
内訳計	19	2	21

【No.2・3・4・5 指定する月の内訳】

調査数：大・短 76／高・他 15

年間回数		大・短	高・他	合計
2回	2月・5月	9	0	9
	2月又は3月と5月	1	0	1
	3月・5月	48	9	57
3回	1月・3月・5月	1	0	1
	2月・3月・5月	1	0	1
	2月・5月・9月	1	0	1
	2月・5月・11月	1	0	1
	3月・5月・9月	2	0	2
	3月・5月・10月	3	1	4
	3月・5月・11月	5	1	6
	3月・5月・12月	2	0	2
4回	1月・3月・5月・11月	1	0	1
	3月・5月・9月・12月	1	0	1
1回	3月	0	3	3
	5月	0	1	1
	内訳計	76	15	91

- 作成例（20条7項） 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	評議員のうちから評議員会で選任	211	133	344
2	評議員の互選	98	37	135
3	理事長	73	46	119
4	理事長の指名（推薦含む）	1	1	2
5	その他	5	0	5
	合 計	388	217	605

- 作成例（20条8項） 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

① 評議員会定足数に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	381	217	598
イ	規定なし	7	0	7
	合 計	388	217	605

② 評議員会定足数

調査数：大・短 381／高・他 217

No.	定足数	大・短	高・他	合計
1	評議員総数の過半数（法定）	374	210	584
2	評議員総数の2/3以上	7	7	14
	合 計	381	217	598

- 作成例（20条9項） 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

① みなし出席に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	347	213	560
イ	規定なし	41	4	45
	合 計	388	217	605

② 書面表決書又は委任状

調査数：大・短 347／高・他 213

No.	書面表決書又は委任状	大・短	高・他	合計
1	書面表決書のみ	316	197	513
2	委任状のみ	25	10	35
3	書面表決書又は委任状	5	6	11
4	欠席評議員の委任状による代理又は出席は認めない	1	0	1
	合 計	347	213	560

- 作成例（20条10項） 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

① 議事の表決方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	376	216	592
イ	規定なし	12	1	13
	合 計	388	217	605

② 議事の表決方法

調査数：大・短 376／高・他 216

No.	表決方法	大・短	高・他	合計
1	出席評議員の過半数（法定）	373	214	587
2	評議員総数の過半数	3	2	5
	合 計	376	216	592

■ 作成例（20条11項） 議長は、評議員として議決に加わることができない。

① 議長の議決権に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	373	216	589
イ	規定なし	15	1	16
	合 計	388	217	605

② 議長の議決権

調査数：大・短 373／高・他 216

No.	議決権	大・短	高・他	合計
1	可否同数の場合議決権あり＋議長は議決に加わることができない（法定）	350	208	558
2	「可否同数の場合議決権あり」のみ	18	7	25
3	「議長は議決に加わることができない」のみ	5	1	6
	合 計	373	216	589

- 作成例（21条） 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

① 評議員会議事録に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	363	213	576
イ	規定なし	25	4	29
	合 計	388	217	605

② 署名押印者

調査数：大・短 363／高・他 213

No.	署名押印者	大・短	高・他	合計
1	議長＋出席評議員（互選）2名（以上）	273	174	447
2	議長＋議長指名2名（以上）	44	27	71
3	議長指名2名（以上）	14	1	15
4	出席評議員（互選）○名以上	2	3	5
5	出席評議員全員	5	3	8
6	議長＋出席評議員から選出された○名以上	13	3	16
7	署名押印者について規定なし	2	0	2
8	その他	10	2	12
	合 計	363	213	576

【No. 4 出席評議員○名以上の内訳】

調査数：大・短 2／高・他 3

2名	1	1	2
2名以上	0	1	1
4名以上	0	1	1
5名以上	1	0	1
内訳計	2	3	5

【No.6 議長+出席評議員から選出された〇名以上の内訳】

調査数：大・短13／高・他3

	大・短	高・他	合計
1名	5	3	8
3名	3	0	3
3名以上	2	0	2
5名	1	0	1
6名	1	0	1
人数の表記なし	1	0	1
内訳計	13	3	16

【No.8 その他の内訳】

調査数：大・短10／高・他2

議長のみ	1	0	1
議長+理事長+（あらかじめ）議長が指名した2名	2	0	2
議長+出席評議員2名+書記	1	0	1
議長+副議長+指名2名	1	0	1
議長+書記	1	0	1
議長+評議員会で互選された議事録署名人	0	1	1
議長指名1名以上	0	1	1
（評議員会で選出された）議事録署名人	4	0	4
内訳計	10	2	12

■ 作成例（22条） 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

① 諮問事項・議決事項に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	384	217	601
イ	規定なし	4	0	4
	合 計	388	217	605

② 諮問事項・議決事項の規定内容

調査数：大・短 384／高・他 217

No.	規定内容	大・短	高・他	合計
1	諮問事項とするもの	332	205	537
2	議決事項とするもの	5	0	5
3	諮問事項と議決事項が混在するもの	39	10	49
4	審議事項	1	1	2
5	同意事項	7	1	8
	合 計	384	217	601

- 作成例（23条） 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

① 意見具中等に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	323	194	517
イ	規定なし	65	23	88
	合 計	388	217	605

② 意見具中等の規定内容

調査数：大・短 323／高・他 194

No.	規定内容	大・短	高・他	合計
1	業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる（法定）	319	194	513
2	その他	4	0	4
	合 計	323	194	517

【No.2 その他の内訳】

調査数：大・短 4／高・他 0

監事の報告等について報告を受け、意見を述べる	1	0	1
評議員会はこの法人の重要事項について、理事会に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は報告を徴することができる	1	0	1
評議員会は、この法人の業務・財産の状況及び役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べるることができる	1	0	1
この法人の業務、財産状況について理事・監事に意見を述べ、また理事・監事に報告を求めることができる。	1	0	1
内訳計	4	0	4

■ 作成例（24条1項1号） 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人

① 選任対象

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	規定の有無	大・短	高・他	合計
1	職員とだけあるもの	210	128	338
2	校長を他の職員と区別	178	89	267
	合 計	388	217	605

【2. 校長を他の職員と区別の内訳】

調査数：大・短 178／高・他 89

校長のみ区別したもの	107	82	189
校長＋他の役職者を区別したもの	70	6	76
校長以外の教職員（校長は選任対象ではない）	0	1	1
教育・研究職員と事務職員を区別したもの	1	0	1
内訳計	178	89	267

②-1 選任方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	384	216	600
イ	規定なし	4	1	5
	合 計	388	217	605

②-2 選任方法

調査数：大・短 384／高・他 216

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会で選任	196	109	305
2	理事会で推薦＋評議員会で選任（作成例）	135	92	227
3	職員の内から選任（職員の互選、選挙）	39	11	50
4	教授会・委員会等による推薦・選任	8	0	8
5	評議員会のみで選任	12	8	20
6	その他	20	3	23
	合 計	410	223	633

※複数回答

【No. 6 その他の内訳】

調査数：大・短 20／高・他 3

教職員会において推薦された者のうちから評議員会において選任	0	1	1
教員：教授会選任／職員：理事長推薦＋理事会承認	1	0	1
管理、監督の地位にある者のうちから選任	0	1	1
教頭、科長及び事務局長が協議して推薦	0	1	1
理事長において選任	2	0	2
理事会で選出し、評議員会の意見を聞いて、理事長が選任	1	0	1
理事会の意見を聞いて、宗務総長と学園長が選任	1	0	1
理事長が推薦し、理事会で選任	1	0	1
学長が推薦し、理事会で選任	1	0	1
評議員会が推薦し、理事会で選任	2	0	2
専任教職員及び法人職員から互選し、理事会で選任	1	0	1
評議員会の意見を聞いて、理事会で選任	1	0	1
理事会推薦＋職員が選出	1	0	1
学長が推薦、職員会議で推薦、管理職会で推薦	1	0	1
学長、校長の推薦	1	0	1
教員：教授のうちから選出／職員：理事会選出＋評議員会承認	1	0	1
学長・校長のうちから選任する理事会、職員は評議員会	1	0	1
評議員選考委員会において選任	2	0	2
別に定める	2	0	2
内訳計	20	3	23

- 作成例（24条1項2号） この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 ○○人

① 選任対象

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	選任対象	大・短	高・他	合計
1	年齢25歳以上（法定）	369	213	582
2	同窓会（校友会）の推薦する者	7	3	10
3	特定の宗派を限定	1	1	2
4	「卒業した者（同窓生・校友会）」のみ （他の条件なし）	13	1	14
5	年齢30歳以上	5	2	7
6	同窓会会長（充て職）	1	1	2
7	その他	3	0	3
	内訳計	399	221	620

※複数回答

②-1 選任方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	378	215	593
イ	規定なし（全員充て職の場合を含む）	10	2	12
	合計	388	217	605

②-2 選任方法

調査数：大・短 378／高・他 215

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会で選任	318	196	514
2	同窓会の推薦（意見を聞く）＋理事会選任	11	5	16
3	評議員会の推薦（意見を聞く）＋理事会選任	2	1	3
4	卒業生の内から選任（互選含む）のみ	11	2	13
5	校友会（同窓会）で選任（互選含む）	13	0	13
6	評議員会で選任	15	10	25
7	理事会の推薦＋評議員会で選任（決定）	0	2	2
8	理事長が選任（推薦含む）	2	0	2
9	その他	8	0	8
	合計	380	216	596

※複数回答

【No. 9 その他の内訳】

調査数：大・短 8／高・他 0

理事長が推薦し、理事会で承認	1	0	1
評議員会で選出し、理事会で選任	1	0	1
理事会で選出し、評議員会の意見を聞いて、理事長が選任	1	0	1
評議員選考委員会で選考し、評議員会で選任	1	0	1
評議員選考委員会において選任	1	0	1
同窓会で推薦し、評議員会で選任	1	0	1
理事会の意見を聞いて、宗務総長と学園長が選任	1	0	1
評議員選挙に当選した者	1	0	1
内訳計	8	0	8

■ 作成例（24条1項3号） 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人

① 選任対象

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	選任対象	大・短	高・他	合計
1	学識経験者・有識者	371	209	580
2	理事	91	86	177
3	父母・保護者	76	63	139
4	功労者・協力者・寄附者	66	30	96
5	理事長	30	6	36
6	充て職（理事長以外）	64	20	84
7	特定宗派の役員、信者	32	12	44
8	創業者・縁故者	9	5	14
9	支援団体から推進された者	4	5	9
10	法人・関連団体の関係者	11	9	20
11	運営に理解ある者・経験者	7	1	8
12	対象者についての規定なし	12	8	20
13	その他	2	2	4
	合 計	775	456	1,231

※複数回答

【No. 13 その他の内訳】

調査数：大・短 2／高・他 2

この法人の設置する学校の所在する地域に在住、もしくは在職する者	0	1	1
町議会議員	0	1	1
設置する学校の学生	2	0	2
内訳計	2	2	4

②-1 選任方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	381	217	598
イ	規定なし（全員充て職の場合を含む）	7	0	7
	合 計	388	217	605

②-2 選任方法

調査数：大・短 381／高・他 217

No.	選任方法	大・短	高・他	合計
1	理事会で選任	336	204	540
2	理事が選ぶ（互選含む）	34	42	76
3	評議員会で選任（互選・推薦含む）	47	35	82
4	評議員会の推薦（意見を聞く）＋理事会で選任	4	0	4
5	理事会の推薦＋評議員会で選任（同意）	7	2	9
6	宗教団体・後援会等の推薦・互選	6	4	10
7	宗教団体・後援会等の推薦＋理事会選任	4	2	6
8	選考委員会による選任	1	0	1
9	理事長が選任（推薦含む）	3	0	3
10	その他	8	3	11
	合 計	450	292	742

※複数回答

【No.10 その他の内訳】

調査数：大・短8／高・他3

	大・短	高・他	合計
保護者の互選	0	2	2
設立者の承継人の協議	0	1	1
学長推薦＋理事会選任／理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の合議による推薦＋理事会選任	1	0	1
理事会で選出し、評議員会の意見を聞いて、理事長が選任	1	0	1
別に定める	1	0	1
院長と各校長とが推薦し、理事会が承認	1	0	1
大学教授会の互選	1	0	1
評議員選考委員会で選考し、評議員会で選任	1	0	1
学長・校長・園長の過半数の推薦	1	0	1
理事会の意見を聞いて理事長と学長が選任	1	0	1
内訳計	8	3	11

調査 6 2

評議員の任期

- 作成例（25条1項） 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	評議員の任期	大・短	高・他	合計
1	4年	152	96	248
2	3年	138	68	206
3	2年	86	47	133
4	5年	8	4	12
5	1年	1	2	3
6	号数ごとに異なる	3	0	3
	合 計	388	217	605

【No.6 号数ごとに異なるの内訳】

調査数：大・短 3／高・他 0

1号評議員：2年、2号評議員：4年、3号評議員：1年又は4年	1	0	1
保護者のみ1年、その他は2年	1	0	1
1号評議員：1年以上3年以内（専任の際に理事会で定める）、2号3号評議員：3年	1	0	1
内訳計	3	0	3

調査 63

評議員任期満了後の規定の有無

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり：任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う	239	125	364
イ	規定なし	149	92	241
	合 計	388	217	605

■ 作成例（26条1項） 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

①-1 解任方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	363	209	572
イ	規定なし	25	8	33
	合 計	388	217	605

①-2 解任方法

調査数：大・短 363／高・他 209

No.	解任方法	大・短	高・他	合計
1	評議員会議決	308	192	500
2	理事会同意（議決）＋評議員会議決（決定）	12	5	17
3	理事会議決	19	10	29
4	評議員会同意（議決）＋理事会議決（決定）	24	2	26
	合 計	363	209	572

①-3 解任に必要な評議員会議決数（No.1・2・4 対象）

調査数：大・短 344／高・他 199

	議決数	大・短	高・他	合計
A	評議員総数 2/3 以上	306	185	491
B	出席評議員の 2/3 以上	5	1	6
C	評議員総数 3/4 以上	8	5	13
D	出席評議員の 3/4 以上	3	0	3
E	評議員総数の過半数	3	1	4
F	出席評議員の過半数	1	1	2
G	議決数について表記なし	18	6	24
	合 計	344	199	543

①-4 解任に必要な理事会議決数 (No.2・3・4 対象)

調査数：大・短 55／高・他 17

	議決数	大・短	高・他	合計
A	理事総数 2/3 以上	22	8	30
B	出席理事の 2/3 以上	2	1	3
C	理事総数 3/4 以上	13	5	18
D	理事総数過半数	1	0	1
E	議決数について表記なし	17	3	20
	合 計	55	17	72

②-1 解任事由に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	362	209	571
イ	規定なし	26	8	34
	合 計	388	217	605

②-2 解任事由

調査数：大・短 362／高・他 209

No.	解任事由	大・短	高・他	合計
1	心身の故障	358	207	565
2	重大な非行	350	202	552
3	法令の規定、寄附行為、職務上の義務違反	44	20	64
4	評議員として不適當	25	13	38
5	職務を尽くさない者	1	0	1
6	法人に不利とみなされる者	1	0	1
7	名誉を棄損	4	0	4
8	社会的信用を失墜させたとき	3	0	3
9	著しく損害を与えたとき	2	0	2
10	学校教育法第 9 条各号に規定する事由に該当するに至ったとき	1	0	1
	合 計	789	442	1,231

※複数回答

■ 作成例（26条2項） 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

① 退任事由に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	348	207	555
イ	規定なし	40	10	50
	合 計	388	217	605

② 退任事由

調査数：大・短 348／高・他 207

No.	退任事由	大・短	高・他	合計
1	任期の満了	347	207	554
2	辞任	346	205	551
3	学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当	23	15	38
4	評議員の地位（資格）喪失時	11	0	11
5	死亡	3	1	4
6	その他	3	2	5
	合 計	733	430	1,163

※複数回答

【No. 6 その他の内訳】

調査数：大・短 3／高・他 2

自己都合	0	1	1
辞任の申出を理事長が受理したとき	0	1	1
定年	2	0	2
解任されたとき	1	0	1
内訳計	3	2	5

調査 6 6

資産に関する規定

- 作成例（27条） この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

調査数：大・短 388／高・他 217

No.	資産の内容	大・短	高・他	合計
1	財産目録記載のとおりとする	386	217	603
2	授業料・入学金ほか	80	31	111
3	資産から生じる果実	78	30	108
4	寄附金品、補助金	83	33	116
5	その他の収入	83	32	115
6	収益事業から生ずる収入	16	6	22
7	固定資産及び流動資産とする	2	0	2
	合 計	728	349	1,077

※複数回答

- 作成例（28条1項） この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産（及び収益事業用財産）とする。

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	111	50	161
イ	規定なし	277	167	444
	合 計	388	217	605

- 作成例（28条5項） 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産（又は収益事業用財産）に編入する。

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	372	214	586
イ	規定なし	16	3	19
	合 計	388	217	605

- 作成例（29条） 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

① 基本財産の処分に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	382	216	598
イ	規定なし	6	1	7
	合 計	388	217	605

② 処分を制限している財産

調査数：大・短 382／高・他 216

No.	制限対象	大・短	高・他	合計
1	基本財産のみ処分を制限	299	182	481
2	基本財産＋運用財産の処分を制限	79	34	113
3	基本財産＋運用財産＋収益事業用財産の処分を制限	1	0	1
4	重要な（固定）資産の処分を制限	3	0	3
	合 計	382	216	598

③-1 一部処分の方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	372	216	588
イ	規定なし	16	1	17
	合 計	388	217	605

③-2 一部処分の議決方法

調査数：大・短 372／高・他 216

No.	議決方法	大・短	高・他	合計
1	理事会特別多数議決	321	210	531
2	理事会過半数議決	2	2	4
3	評議員会の議決	4	0	4
4	理事会議決（議決数の規定なし）	27	4	31
5	理事会議決＋評議員会同意	18	0	18
	合計	372	216	588

【No.1 理事会特別多数の内訳】

調査数：大・短 321／高・他 210

理事総数の 2/3 以上	311	205	516
理事総数の 3/4 以上	3	0	3
理事総数の 4/5 以上	1	1	2
出席理事の 2/3 以上	6	3	9
出席理事の 3/4 以上	0	1	1
内訳計	321	210	531

【No.5 理事会議決＋評議員会同意の内訳】

調査数：大・短 18／高・他 0

理事総数 2/3 以上の議決＋出席評議員 2/3 以上の議決	3	0	3
理事会議決＋評議員会の意見	5	0	5
理事会の 2/3 以上議決＋評議員会の議決	9	0	9
理事全員の同意＋出席評議員 2/3 以上の同意	1	0	1
内訳計	18	0	18

- 作成例（30条） 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

①-1 積立金の保管対象に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	362	214	576
イ	規定なし	26	3	29
	合 計	388	217	605

①-2 積立金の保管対象

調査数：大・短 362／高・他 214

No.	保管対象	大・短	高・他	合計
1	基本財産＋運用財産	299	194	493
2	運用財産のみ	58	18	76
3	基本財産のみ	2	0	2
4	基本財産＋運用財産＋収益事業用財産	0	1	1
5	資産	2	1	3
6	資金運用管理規程による	1	0	1
	合 計	362	214	576

②-1 積立金の保管方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	361	214	575
イ	規定なし	27	3	30
	合 計	388	217	605

②-2 積立金の保管方法

調査数：大・短 361／高・他 214

No.	保管方法	大・短	高・他	合計
1	保管の方法を具体的に列記したもの	344	209	553
2	「確実な方法で保管する」のみ	12	1	13
3	理事会が決定した方法	1	2	3
4	資産運用規程による	1	1	2
5	その他	3	1	4
	合 計	361	214	575

【No. 1 保管の方法を具体的に列記したものの内訳】

調査数：大・短 344／高・他 209

銀行預金	339	199	538
有価証券	339	201	540
信託銀行	330	197	527
定額郵便貯金	326	195	521
金融機関	4	10	14
国債、地方債	1	1	2
信用組合の預金	1	0	1
内訳計	1,340	803	2,143

※複数回答

【No. 5 その他の内訳】

調査数：大・短 3／高・他 1

常に社会、経済の状況に応じて安全な方法により、保管および運用をしなければならない	0	1	1
有利かつ確実な方法	2	0	2
確実な方法で理事長が保管	1	0	1
内訳計	3	1	4

- 作成例（31条） この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

① 経費の支弁に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	373	217	590
イ	規定なし	15	0	15
	合 計	388	217	605

② 経費の支弁

調査数：大・短 373／高・他 217

No.	経費の支弁対象	大・短	高・他	合計
1	基本財産＋運用財産	293	198	491
2	運用財産のみ	71	15	86
3	基本財産＋運用財産＋収益事業用財産	4	1	5
4	その他	5	3	8
	合 計	373	217	590

【No. 4 その他の内訳】

調査数：大・短 5／高・他 3

基本財産＋運用財産＋事業収入＋その他収入	1	0	1
基本財産＋運用財産＋宗教法人からの援助金・公共団体の補助金	1	0	1
基本財産＋運用財産＋寄附金	0	1	1
運用財産＋収益事業収入	0	1	1
運用財産＋寄附金品＋補助金その他の収入	0	1	1
授業料、入学金、試験料、財産の果実収入＋寄附金等	1	0	1
流動資産等	1	0	1
基本財産・運用財産による収入の区別なし	1	0	1
内訳計	5	3	8

- 作成例（32条2項） この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

調査数：大・短 388／高・他 217

	区分の有無	大・短	高・他	合計
ア	区分あり	112	52	164
イ	区分なし	276	165	441
	合 計	388	217	605

- 作成例 (33 条) この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

① 予算及び事業計画の承認・変更に関する規定の有無

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	375	214	589
イ	規定なし	13	3	16
	合 計	388	217	605

② 承認・変更に必要な議決数

調査数：大・短 375 / 高・他 214

No.	議決数	大・短	高・他	合計
1	出席理事の 2/3 以上	257	151	408
2	理事総数の 2/3 以上	71	40	111
3	出席理事の過半数	6	6	12
4	理事総数の過半数	1	4	5
5	出席理事の 3/4 以上	0	1	1
6	理事会議決 + 評議員会議決 (同意)	13	1	14
7	「評議員会の同意の議決 (諮問) をしなければならない」のみ	3	0	3
8	議決数について規定なし	24	11	35
	合 計	375	214	589

【No.6 理事会議決＋評議員会議決の内訳】

調査数：大・短13／高・他1

	大・短	高・他	合計
理事総数 2/3 以上の議決及び評議員会の議決	3	0	3
あらかじめ評議員会の意見を聞いて、理事会 で議決（決定）	4	0	4
あらかじめ評議員会の意見を聞いて、理事会 出席理事過半数で議決	1	0	1
あらかじめ評議員会の議決又は意見を聞いて、 理事総数 2/3 以上の議決	2	0	2
評議員会の意見を聞き、理事会で議決	1	0	1
評議員会および理事会の議決	2	0	2
出席理事の 2/3 以上の議決及び出席評議員の 過半数の議決	0	1	1
内訳計	13	1	14

- 作成例（34条） 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

① 予算外の新たな義務負担・権利放棄に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	331	204	535
イ	規定なし	57	13	70
	合 計	388	217	605

② 必要な議決数

調査数：大・短 331／高・他 204

No.	議決数	大・短	高・他	合計
1	出席理事の2/3以上	240	139	379
2	理事総数の2/3以上	68	51	119
3	出席理事の過半数	4	8	12
4	理事総数の過半数	0	1	1
5	理事総数の3/4以上	1	0	1
6	出席理事の3/4以上	0	1	1
7	評議員会の議決（同意）を要するもの	10	0	10
8	評議員会の議決のみ	1	0	1
9	議決数について規定なし	7	4	11
	合 計	331	204	535

- 作成例（35条1項） この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	383	216	599
イ	規定なし	5	1	6
	合 計	388	217	605

- 作成例（36 条 1 項） この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	383	216	599
イ	規定なし	5	1	6
	合 計	388	217	605

- 作成例（36条2項） この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

① 閲覧に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	382	213	595
イ	規定なし	6	4	10
	合 計	388	217	605

② 閲覧対象者

調査数：大・短 382／高・他 213

No.	閲覧対象者	大・短	高・他	合計
1	在学者+その他利害関係人（法定）	376	206	582
2	在学者+その他利害関係人+父母（保護者）	0	2	2
3	利害関係人のみ	2	2	4
4	在学者+入学を希望することが確実な者+在籍する教職員+直接債権をもつ者等	0	1	1
5	在学者+在職者+その他の利害関係人	1	0	1
6	在学者+本法人との間で法律上の権利義務を有する者	1	0	1
7	「備えておかなければならない」のみ（閲覧者の指定なし）	2	2	4
	合 計	382	213	595

- 作成例 (37 条) この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

① 資産総額の変更登記に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	316	199	515
イ	規定なし	72	18	90
	合 計	388	217	605

② 登記期限

調査数：大・短 316／高・他 199

No.	登記期限	大・短	高・他	合計
1	会計年度終了後2月以内	192	126	318
2	会計年度終了後3月以内	124	72	196
3	会計年度終了後4週間以内	0	1	1
	合 計	316	199	515

- 作成例（38条） この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	358	203	561
イ	規定なし	30	14	44
	合 計	388	217	605

■ 作成例（39条1項） この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣（都道府県知事）の解散命令

①-1 解散事由に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	375	214	589
イ	規定なし	13	3	16
	合 計	388	217	605

①-2 解散事由

調査数：大・短 375／高・他 214

No.	解散事由	大・短	高・他	合計
1	作成例と同じ項目が全てはいっている	333	202	535
2	理事の同意、寄附行為に定めた解散事由の発生、成功不能、合併、破産、所轄庁解散命令	13	8	21
3	理事の同意、成功不能	10	0	10
4	理事の同意のみ	5	1	6
5	解散に関する法定の事由が生じたとき	5	1	6
6	理事の同意、合併、破産、所轄庁解散命令	1	0	1
7	理事の同意、合併、破産	1	0	1
8	寄附行為に定めた解散事由の発生、所轄庁解散命令	1	0	1
9	成功不能、合併、破産、所轄庁解散命令	3	1	4
10	理事の同意、寄附行為に定めた解散事由の発生、合併、破産、所轄庁解散命令	1	0	1
11	理事の同意、成功不能、合併、破産	2	0	2
12	理事の同意+宗教法人議決	0	1	1
	合 計	375	214	589

② 理事の同意による解散議決数 (No.5・8・9 以外)

調査数：大・短 366／高・他 212

No.	議決数	大・短	高・他	合計
A	理事総数の 2/3 以上+評議員会議決 (法定)	317	199	516
B	理事総数の 2/3 以上	25	11	36
C	理事総数の 3/4 以上+評議員会議決 (同意含む)	10	1	11
D	理事全員の同意を要するもの	7	1	8
E	理事総数の 3/4 以上	1	0	1
F	その他	6	0	6
	合 計	366	212	578

【F. その他の内訳】

調査数：大・短 6／高・他 0

理事総数の 4/5 以上の議決	1	0	1
評議員総数 4/5 以上+理事全員の同意	1	0	1
出席理事の 2/3 以上の議決+評議員会の議決	1	0	1
理事総数 2/3 以上出席、2/3 以上議決+評議員総数 2/3 以上出席、2/3 以上議決	1	0	1
理事総数の 4/5 以上+評議員の議決	2	0	2
内訳計	6	0	6

③ 目的たる事業の成功の不能による解散議決数 (No.1・2・3・9・11 対象)

調査数：大・短 361／高・他 211

	議決数	大・短	高・他	合計
A	出席理事の 2/3 以上	280	170	450
B	理事総数の 2/3 以上	35	35	70
C	理事総数の 2/3 以上+評議員会議決 (同意含む)	20	1	21
D	出席理事の 2/3 以上+評議員会議決 (同意含む)	8	0	8
E	理事総数の 3/4 以上	3	1	4
F	出席理事の 3/4 以上	4	0	4
G	理事総数の 3/4 以上+評議員会議決 (同意含む)	2	0	2
H	その他	9	4	13
	合 計	361	211	572

【H. その他の内訳】

調査数：大・短 9／高・他 4

出席理事の 4/5 以上の議決	0	1	1
出席理事の 4/5 以上	2	0	2
理事全員の同意+評議員総数 4/5 以上	1	0	1
理事全員の同意+評議員総数の 3/4 以上の同意	1	0	1
議決数なし	5	3	8
内訳計	9	4	13

- 作成例（39条2項） 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	365	215	580
イ	規定なし	23	2	25
	合 計	388	217	605

- 作成例（40条） この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

① 残余財産の帰属者の選定方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	384	217	601
イ	規定なし	4	0	4
	合 計	388	217	605

② 選定に必要な議決数

調査数：大・短 384／高・他 217

No.	議決数	大・短	高・他	全法人
1	出席理事の2/3以上	232	145	377
2	理事総数の2/3以上	75	57	132
3	理事総数の2/3以上+評議員会議決（同意含む）	15	3	18
4	出席理事の2/3以上+評議員会議決（同意含む）	14	1	15
5	理事全員の同意を要するもの	2	0	2
6	理事総数の3/4以上	1	1	2
7	理事総数の3/4以上+評議員会議決（同意含む）	3	0	3
8	議決数なし	31	6	37
9	その他	11	4	15
	合 計	384	217	601

【No.9 その他の内訳】

調査数：大・短11／高・他4

	大・短	高・他	合計
出席理事の過半数	0	2	2
出席理事の3/4以上	1	1	2
理事総数の4/5以上	1	1	2
理事の2/3以上の議決を経て、出席評議員2/3以上の同意	4	0	4
評議員会の議決を得た上で、理事会の2/3以上の議決	1	0	1
理事の2/3以上の議決を経て、出席評議員の3/4以上の議決	1	0	1
解散処理委員会の2/3以上の議決	1	0	1
評議員総数3/4以上の同意	1	0	1
評議員総数2/3以上の同意	1	0	1
内訳計	11	4	15

- 作成例（41条） この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

① 合併に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	362	211	573
イ	規定なし	26	6	32
	合 計	388	217	605

② 合併に必要な議決数

調査数：大・短 362／高・他 211

No.	議決数	大・短	高・他	合計
1	理事総数の2/3以上(法定)	292	203	495
2	理事総数の2/3以上+評議員会議決	47	2	49
3	出席理事の2/3以上	7	3	10
4	理事総数の3/4以上	6	1	7
5	理事全員の同意を要するもの	1	0	1
6	その他	9	2	11
	合 計	362	211	573

【No.6 その他の内訳】

調査数：大・短 9／高・他 2

理事総数の4/5以上	2	1	3
出席理事の2/3以上+評議員の2/3以上	1	0	1
理事総数の2/3以上+出席評議員の2/3以上	2	0	2
出席理事の2/3以上の同意+評議員会の議決	0	1	1
理事全員同意+出席評議員の4/5以上同意	1	0	1
理事全員同意+出席評議員の2/3以上同意	1	0	1
出席評議員の2/3の同意	1	0	1
議決数なし	1	0	1
内訳計	9	2	11

- 作成例（42条1項） この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

① 寄附行為の変更手続に関する規定の有無

調査数：大・短 388 / 高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	387	217	604
イ	規定なし	1	0	1
	合 計	388	217	605

② 変更に必要な議決数

調査数：大・短 387 / 高・他 217

No.	議決数	大・短	高・他	合計
1	出席理事の2/3以上	241	158	399
2	理事総数の2/3以上	76	52	128
3	理事総数の2/3以上+評議員会議決（同意含む）	36	1	37
4	出席理事の2/3以上+評議員会議決（同意含む）	13	0	13
5	理事総数の3/4以上	2	0	2
6	理事総数の3/4以上+評議員会議決（同意含む）	3	1	4
7	出席理事の過半数	0	2	2
8	議決数の規定なし	7	0	7
9	その他	9	3	12
	合 計	387	217	604

【No.9 その他の内訳】

調査数：大・短9／高・他3

	大・短	高・他	合計
出席理事の3/4以上	3	3	6
出席理事の4/5以上	2	0	2
理事又は評議員の2/3以上の同意	1	0	1
理事全員の同意+評議員の2/3以上の同意	2	0	2
理事総数の2/3以上+評議員の2/3以上	1	0	1
内訳計	9	3	12

- 作成例（42条2項） 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

① 届出事項の変更に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	376	201	577
イ	規定なし	12	16	28
	合 計	388	217	605

② 変更に必要な議決数

調査数：大・短 376／高・他 201

No.	議決数	大・短	高・他	合計
1	出席理事の2/3以上	246	173	419
2	理事総数の2/3以上	71	20	91
3	理事総数の2/3以上+評議員会議決（同意含む）	24	0	24
4	出席理事の2/3以上+評議員会議決（同意含む）	8	0	8
5	出席理事の過半数	1	3	4
6	理事総数の3/4以上+評議員会議決（同意含む）	2	0	2
7	理事総数の過半数	0	2	2
8	理事総数の3/4以上	1	0	1
9	議決数の規定なし	16	2	18
10	その他	7	1	8
	合 計	376	201	577

【No.10 その他の内訳】

調査数：大・短7／高・他1

	大・短	高・他	合計
出席理事の3/4以上	1	1	2
出席理事の4/5以上	2	0	2
出席理事の3/4+評議員議決	1	0	1
理事総数の2/3以上+評議員会の2/3以上	2	0	2
理事全員の同意+評議員会の議決	1	0	1
内訳計	7	1	8

調査 8 6

備付書類・帳簿の備付け

■ 作成例（43条） この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

① 備付書類・帳簿の備付けに関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	302	200	502
イ	規定なし	86	17	103
	合 計	388	217	605

② 備付書類・帳簿の種類

調査数：大・短 302／高・他 200

No.	備付書類・帳簿の種類	大・短	高・他	合計
1	寄附行為	301	200	501
2	役員及び評議員の名簿及び履歴書	299	196	495
3	収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類	296	196	492
4	その他必要な書類及び帳簿	297	196	493
5	その他（36条2項（財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監査報告書）以外）	5	1	6
	合 計	1,198	789	1,987

※複数回答

【No. 5 その他の内訳】

調査数：大・短 5／高・他 1

教授会会員の名簿、学内会会員の名簿	0	1	1
理事会及び評議員会の議事に関する書類	3	0	3
官公署往復書類	1	0	1
その他文書規程に基づくもの	1	0	1
内訳計	5	1	6

■ 作成例（44条） この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

① 公告方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	387	215	602
イ	規定なし	1	2	3
	合 計	388	217	605

② 公告方法

調査数：大・短 387／高・他 215

No.	公告方法	大・短	高・他	合計
1	掲示場（板）	381	215	596
2	新聞掲載	6	8	14
3	機関誌・学報・広報誌	5	0	5
4	主たる事務所	2	0	2
5	宗報	1	0	1
6	従たる事務所	0	0	0
7	官報	3	1	4
8	有力なる新聞2紙以上に掲載	1	0	1
9	理事長が定める方法	0	1	1
	合 計	399	225	624

※複数回答

- 作成例（45条） この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

① 施行細則制定方法に関する規定の有無

調査数：大・短 388／高・他 217

	規定の有無	大・短	高・他	合計
ア	規定あり	379	216	595
イ	規定なし	9	1	10
	合 計	388	217	605

② 施行細則制定方法

調査数：大・短 379／高・他 216

No.	制定権者	大・短	高・他	合計
1	理事会が定める	371	216	587
2	評議員会の意見を聞いて理事会決定	2	0	2
3	別に定める	3	0	3
4	その他	3	0	3
	合 計	379	216	595

【No. 4 その他の内訳】

調査数：大・短 3／高・他 0

理事総数 2/3 以上 + 評議員会議決	1	0	1
評議員総数の 2/3 以上 + 理事会が定める	1	0	1
理事総数の 2/5 以上	1	0	1
内訳計	3	0	3

第 2 回 学校法人寄附行為の調査研究報告書

— 法令の改正に合わせ現状に即したものにするために —

調査期間 2018 年 10 月～2019 年 3 月

発行日 2019 年 6 月 25 日

企画編集 公益社団法人私学経営研究会

〒533-0033

大阪市東淀川区東中島 1 丁目 21 番 33 号 俵ビル 3 階

TEL : 06-6321-2666 FAX : 06-6321-3207

E-mail : skk@sikeiken.or.jp

© 公益社団法人 私学経営研究会 2019

この本の一部又は全部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上での例外を除き、
禁じられています。

落丁・乱丁はおとりかえいたします。